

令和3年度  
帝京学園短期大学  
自己点検・評価報告書

令和4年3月

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、本学が令和4（2022）年度一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、帝京学園短期大学の令和3（2021）年度の自己点検・評価活動の結果を、令和4年度の提出書式に準じて記したものである。

平成29（2017）年度の学校教育法の改正を受けて、新学習指導要領を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の視点からの教育が順次実施された。本学は令和2（2020）年度より従来の学習成果をPDCAサイクルを用いて査定した結果、令和3（2021）年度より教職課程コアカリキュラムの導入を契機に、学習成果を見直すこととした。これと同時に3つのポリシーの一部も改正された学校教育法の方針に関連付けて、見直すこととした。

したがってこの報告書には、短期大学基準協会の自己点検報告書式の

### 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]

### 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[テーマ 基準Ⅱ-B-4 学生支援 / B-1は(1)のみ記載]

に該当するように記載されている。

今回の自己点検・評価は主に学習成果の改訂について大学評価委員会で話し合った検討過程を記している。令和3（2021）年度には学外第三者評価委員会や実習の連絡協議会等を開催し、保育現場の先生方の意見を聞きながら新たな学習成果を本格稼働させた。

令和4年3月31日

## 【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

#### <根拠資料>

資料・・・建学の精神(学生生活ハンドブック)

資料・・・帝京学園短期大学ホームページ

<https://teikyo-gjc.ac.jp>

資料・・・大学案内

資料・・・[大学コンソーシアムやまなし | 大学の発展と、地域の未来に向けて。\(ucon-yamanashi.jp\)](http://ucon-yamanashi.jp)

資料・・・学園祭日程

資料・・・大学コンソーシアム山梨単位互換事業受講者数

資料・・・教職員ボランティア活動(吉田、井上、三井、田川)資料

資料・・・大学評価委員会規程

#### [区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

本学には、昭和42（1967）年設立当初より現在まで一貫して掲げられた建学の精神がある。それは以下の通りである。

「努力をすべての基とし偏見を排し 幅広い知識を  
身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を  
通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材  
の養成を目的とする」

本学の建学の精神はこれまで「努力」「幅広い知識」「実学」「国際的視野」という4つの方針を柱に、学生の個性と可能性を伸ばすことを教育理念としてきた。本学の設立当時は、我が国の経済成長期を社会背景として、人口も増加傾向にあった。そのため地域の子ども達や保護者と連携し、広い視野と知識を実際の社会で活用できる人材の養成を建学の精神に掲げている。本学は、保育科単科の短期大学であり、豊かな感性を兼ね備えた保育者の養成を目指すところから、人間性を重んじ、専門的なスキルを身につけて社会に貢献できる保育者の育成を目指している。

まず「努力」は学習する者、働く者全てに求められる大前提となる資質であり、本学の学習成果を獲得するのにも当然必要な要件となる。「努力」なしには何事も成果をあげることにはできない。「努力」は、人格形成はもちろん、学生自身の能力を開発しながら、協力して成し遂げる力、共同製作の中で自分の能力を発揮する力、全体の中で自分の役割を考え、果たす力等を求めている。

次は「幅広い知識」があげられる。保育者としての基礎的知識の修得は欠かせない。「幅広い知識」は、知識の伝授や継承を大切にしている。

3つ目に本学は、「実学」の精神に基づいた実践的な学習(演習・実技や実習)を通じた保育者としての能力獲得に力を入れている。

最後に「国際的視野」は、日本と各国の幼児教育を比較検討しながら、国際化について考えることを求めている。本学では、世界に広がる帝京大学グループの学校や施設に学生が海外研修として訪問し、地元の幼稚園、保育所の子ども達と交流している。近年では、香港の帝京香港幼稚園を見学した(現在は香港情勢が不透明であるため休止している)。その際に活用する能力は語学であり、英語は本学の一般教養の「基礎的な知識」として学ぶことができる。また 実践として交流する場合にも保育技術を披露するなど「実学」に基づいた保育の知識や技術能力を活用することができる。その後現在に至るまで、社会情勢はさまざまに変化してきている。しかし少子化を背景に、幼児教育はさらに社会から重要視されるようになり、現在でも建学の精神はそのまま引き継がれている。

従って、建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。

### **建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。**

本学の建学の精神の①「努力」、②「幅広い知識」、③「創造力及び人間味豊か」、④「実学」⑤「偏見を排し」、⑥「国際的視野」という方針を教育基本法と照らし合わせてみると以下のようなになる。(①～⑥は本学が記載)

教育基本法の前文及び第一章には下記のように書かれている。

#### ・教育基本法前文

「我々日本国民は、たゆまぬ努力(①)によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性(③)を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」

・第一章 教育の目的及び理念では、第二条(教育の目標)に「教育は、その目的を実

現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする」とある。

一 幅広い知識(②)と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い(③)、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連(④)を重視し、勤労を重んずる態度(①)を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずる(⑤)とともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化(②)を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し(⑤)、国際社会の平和と発展に寄与する態度(⑥)を養うこと」と書かれている。

従って、建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

**本学は教育基本法を踏まえた建学の精神を学内外に表明している。**

この建学の精神は、ホームページや大学案内にて学外の一般の方々にも公表している。また、本学後援会総会及び幼稚園や保育所の園長・施設長等との「学外第三者評価委員会」、教育実習連絡協議会、保育実習連絡協議会の際にも説明し、広く理解を求めている。帝京グループの大学全体の教育理念及び、教育目的・教育目標についてはグループ学主故沖永莊一が以下の著書にて詳細に説明している。またこれらの著書は、本学図書館においても閲覧可能である。

i 「ひたすらの道」 著者 沖永莊一 昭和59(1984)年度に刊行して、平成5(1993)年度までに10版を重ねている。 帝京大学出版会発行 327 ページ

ii 「誰がために何を学ぶか」 著者 沖永莊一 著者は、帝京グループの建学の精神・教育理念である「実学」「国際的視野」「努力」「幅広い知識」について語っている。平成11(1992)年度刊行 ㈱IN 通信社発行 250 ページ

iii 「帝京大学が世界のトップテンになる日」 著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京グループの建学の精神である「実学の精神」「実技教育論」「グローバル・エデュケーション」について詳細に説明している。平成4(1992年)年度刊行 ㈱IN 通信社発行 272 ページ

iv 「大学が変わらなければ日本は変わらない」 著者 鶴蒔靖夫 著者は、帝京グループの軌跡と建学の精神である「実学」「開放性」「グローバル・エデュケーション」について論述している。平成8(1996)年度刊行 ㈱IN 通信社発行 253 ページ

**建学の精神を学内において共有している。**

建学の精神は、受験生には「大学案内」にて、学生に対する周知としては、4月当初のオリエンテーションの際に、「学生生活ハンドブック」によって説明し、カリキュラムの中にどのように活かされているかについても伝えている。各教科担当教員やグループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」と「シラバス」をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また正面玄関の掲示板に表示するととも

に、電子掲示板においても、建学の精神及び教育目標、3つのポリシーのスライドを流しながら、周知を図っている。教職員に対する周知は、年度当初の拡大教授会において教職員全員に改訂された「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、建学の精神及び教育目標を確認し、それがカリキュラムの中でどのような特色となっているかということを知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育という本学の特色を、教育現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

### **建学の精神を定期的に確認している。**

建学の精神や教育の理念の解釈の見直しや点検は、平成11（1999）年度から現在まで順次行われてきた。本学は、定員50名で、保育科だけを擁する小規模な短期大学であるため、当初は教授会が「自己点検評価委員会」を兼ねて、自己点検・評価を行ってきた。平成18（2006）年度、新たに学長を委員長とした「大学評価委員会」を設置した。これは「学内第三者評価委員会」と「自己点検評価委員会」、「シラバス検討委員会」「FD委員会」により構成される。構成メンバーは、全教職員としている。現在、建学の精神、理念の解釈の見直しの点検は、この「大学評価委員会」にて行われている。関連する委員会から報告・提案された事項を「大学評価委員会」で審議し、その結果について教授会、理事会の承認を経て施行している。「シラバス検討委員会」では、非常勤教員も加わり、昨年度の授業内容等を振り返り、来年度のシラバスや学内での諸問題について検討している。「シラバス検討委員会」から報告、提案された報告・議題についても 随時自己点検・評価を行っている。

### **[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### **<区分 基準 I -A-2 の現状>**

地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけての公開講座、生涯学習事業については、小淵沢キャンパスと山梨市キャンパスのダブルキャンパスであったこと、また新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本学が独自に企画した地域・社会に向けた公開講座等は実施できなかった。令和3年6月に山梨市社会福祉協議会、7月に山梨市子育て支援課長他と、今後の連携のあり方について協議を行っている。なお、「帝京学園短期大学科目等履修生規程」に基づいた卒業生を対象としたリカレント教育の対象者は、

令和3(2021)年度に1人であった。資格を取得せずに卒業したが、再度保育者を希望し資格取得を目的としたものである。

本学では、「帝京学園短期大学子育て支援研究所規約」を基に地域の子育て支援事業への参加や学生ボランティア活動の推進などを行っていくこととしているが、昨年来のコロナウイルス蔓延のため、令和3(2021)年度は、正課授業の公開として、地元の幼稚園や保育園の子どもたちに、学園祭での保育技術研究Ⅰ、Ⅱの人形劇、パネルシアター、音楽遊び、読み聞かせ等を公開するにとどまった。

**地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。**

山梨県内の大学・短期大学11校で構成している「大学コンソーシアムやまなし」及び平成19(2007)年度から山梨県内7大学・短期大学が協定を結び、単位互換事業を行っている。定款 | 大学コンソーシアムやまなし (ucon-yamanashi.jp)

各参加大学が指定する授業科目(参加大学提供科目)を他の参加大学の学生が履修し、単位を修得することが出来る。本学は、令和2(2020)年度は、自然観察、子育て支援実践演習、発達心理学などの授業を開講した。令和3(2021)年度は、自然観察、児童館・放課後児童クラブの授業を開講した。

また、高大接続事業委員会では、令和3(2021)年度、Why cafeの開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染状況や大学・高等学校の感染防止対策指針を踏まえセミナーを中止した。令和3年度 大学コンソーシアムやまなし (ucon-yamanashi.jp)

生涯学習事業では令和3(2021)年度は、10月16日と17日に山梨大学において、小学校4、5、6年生とその保護者を対象に「未来の学び」(小学生のための生涯学習講座)が開催された。都道府県の全大学が協働して全県下の小学生に向けて講座を開くのは、全国でも初の試みであった。

未来の学び | 大学コンソーシアムやまなし (ucon-yamanashi.jp)

**教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。**

令和3(2021)年度の本学の教職員のボランティア活動としては、まず本学教員が、山梨県北杜市「ほくと子ども育成戦略会議」に委員として参加し、「少子化対策・移住定住・安心して働ける環境の実現に関する提言」の策定に加わった。次に本学教員が、山梨県北杜市地域福祉計画策定委員会副会長として、「第4次北杜市地域福祉計画」の策定に加わった。また、本学教員が、山梨県山梨市主催「ファミリーサポートスキルアップ講座」にて、地域の子育て支援策について講師を務めた。

さらに、「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、本学教員が、保育士等キャリアアップ研修講師として委嘱を受け、技能・経験を積んだ保育士等について処遇改善のための加算の要件とされるキャリアアップ研修を実施した。

また、山梨県産業労働部会の「令和3年度山梨県インターンシップ推進会議」に本学教員が参加し、県内外の大学等に在学する学生の就職状況などについて意見交換した。

さらに、山梨県私学教育振興会と連携し、本学で県内の幼稚園の就職説明会を開催

した。

また山梨県内の保育園、幼稚園、認定こども園の若手経営者が連携し立ち上げた山山山こどもプロジェクトに参加し、県内の保育環境の向上を目的とした活動に参加した。

「やまなし県民文化祭」では、「くらしに文化が根づくやまなし」の実現を目指し、本学教員が美術部門で、山梨県の美術作品の発表や展示を開催した。その際美術部門の実行委員、審査委員、として県民文化祭を運営し、山梨県の文化向上に資する事業を行った。

また、山梨市の公務員保育士の採用試験で本学教員が面接官として委嘱され、地域、社会に貢献している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

特になし

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

資料・・・教育目的・目標（学生ハンドブック）

資料・・・令和3年度（2020年3月）学外第三者評価委員会資料

資料・・・各保育技術と実習との関連性

資料・・・シラバス

資料・・・令和3年度保育所アンケート調査結果

資料・・・各保育技術と実習との関連性

資料・・・実習巡回資料

### [区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-1 の現状>

学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学の建学の精神は「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな 専門性ある人材の養成を目的とする」である。『実学』とは、「実際の現場＝社会で役に立つ 学問」の意味であり、本学教育の根幹をなすものである。

本学の教育目的・目標は以下の通りである。

- (1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成する
- (2) 幼児教育に関する専門的知識、技能を自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材を育成する
- (3) 持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する

本学の教育目的・目標は、本学の建学の精神に則り、学則第1章総則第1条の目的及び使命において、「高等学校の教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する

専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成することを使命とする」と定めている。この建学の精神、目的及び使命に基づき、本学では、上記の3つの教育目的・目標を定めている。

本学は保育科単科の短期大学である。したがって『本学が育てたい学生像』としては、学士課程教育で求められる人材であると同時に将来保育者として、地域の保育に携わり子育て環境の向上に寄与できる人材の育成が求められている。本学の教育目的・目標は、将来保育士や幼稚園教諭になる人材を育成することである。

#### 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している

[学生に対する周知] 4月当初のオリエンテーションの際に、学生は「学生生活ハンドブック」と「シラバス」によって教育目的・目標を理解し、それがカリキュラムの中でどのように活かされているかということを知る。学生は、このカリキュラムによって本学の学習内容の具体的な方向性を理解する。建学の精神と同様に各教科担当教員やグループ担当教員も、この「学生生活ハンドブック」と「シラバス」をいつも手元に置いて、あらゆる機会をとらえて周知を図っている。また正面玄関及び学生ホールにて、印刷物の掲示及び電子掲示板において、常時周知を図っている。

[教職員に対する周知] 建学の精神、教育目的・目標については3月下旬に教員会を通して教員に対しては説明を実施し、講師室にも印刷物にて掲示している。教務担当の教職員は、年度当初の教授会において教職員全員に改訂版の「学生生活ハンドブック」と「シラバス」を手渡し、教育目的・目標を説明し、それがカリキュラムの中でどのような特色になっているかということを知徹底している。それぞれの教職員は、自分の担当分野において「実学」教育という本学の特色を、現場でどのように織り込み、学生に浸透させているか常に検討を行っている。

[学外に対する周知] 本学は、建学の精神、教育目的・目標をホームページや大学案内にて学外のステークホルダーにも公表している。

また、本学後援会総会及び保育所、施設、児童館の施設長や幼稚園園長、山梨市の子育て支援課が参加する連絡協議会、外部評価委員会でも説明し、本学の建学の精神、教育目的・目標及び3つのポリシーに対する理解を広く求めている。

学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。

中央教育審議会は平成30（2017）年度に、〈2040年に向けた高等教育のグランドデザイン〉の中で、2040年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、本学は、「大学評価委員会」等で議論を重ね、令和3（2021）年度に、従来の教育目標に以下の下線部分（1）責任ある社会人、社会の変化に対応する人材、（2）、自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材、（3）持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材、を加え、「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができ

たのか」への教育の質の転換に対応した教育目的・目標とした。また令和4（2022）年3月には、学外第三者評価委員会を開催し、地域の保育所や認定こども園、施設の長などを学外第三者評価評議委員として招聘し、本学の教育目的・目標が地域の子育て環境の向上に資するものであるか、本学の人材養成が地域・社会の要請にこたえているか意見を聴取した。

**[区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

**<区分 基準 I -B-2 の現状>**

**短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている**

本学の学習成果は、令和3（2021）年度「帝京学園教育課程実施の方針－学習成果－」において

- 1.専門性
- 2.ジェネリック・スキル
- 3.実践力

と定めている。この3つの枠はより具体的に、それぞれの『観点(コンピテンシー)』として以下のように定められる。

- 1.専門性には『知識、技能』の能力の修得が求められる。
- 2.ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。
- 3.実践力としては、1.『知識、技能』と2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得する3.『実践力』が求められる。

これは本学の建学の精神である「努力をすべての基とし 偏見を排し 幅広い知識を身につけ 国際的視野に立って判断ができ 実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成を目的とする」に基づいている。

本学の建学の精神と学習成果との具体的な対応としては、以下の通りである。

建学の精神である「幅広い知識」や「専門性のある人材」が、学習成果専門性の『知識・技能』が該当し、建学の精神「実学を通して創造力」が、学習成果『実践力』が該当する。また建学の精神の「努力」、「偏見を排し」、「人間味豊かな」に関しては学習成果『ジェネリック・スキル』に該当する。

本学の学習成果は、建学の精神である『実学』の精神に則り、地域の保育現場で求め

られている保育者としての人間性の能力の育成や、基礎的な知識や技能を活かした、実践の場で活用できる能力の育成に主眼を置いている。

### 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている

本学では、基礎的な教養教育を基に、専門的な基礎知識を講義形式で学び、加えて実技・実習・演習を重視した実践的な科目を開設している。本学では、修得する知識や技能を、専門性1.『知識・技能』として学習成果に定めている。本学ではシラバスに開設教科科目を、専門科目(基礎)と専門科目(内容・方法)、専門科目(実習)として分類して記載し、実習の現場で専門性を発揮できることを目指している。また学習成果2.『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』は、保育者のみならず広く社会人として必要な態度や人間性を身に付けるための指標であり、社会に出て働くために必要な専門的な知識や技能と同様に、人間性や協働性を育む学習成果である。本学の学習成果は、このように1.『知識、技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通した深い学びを修得する3.『実践力』と定めている。

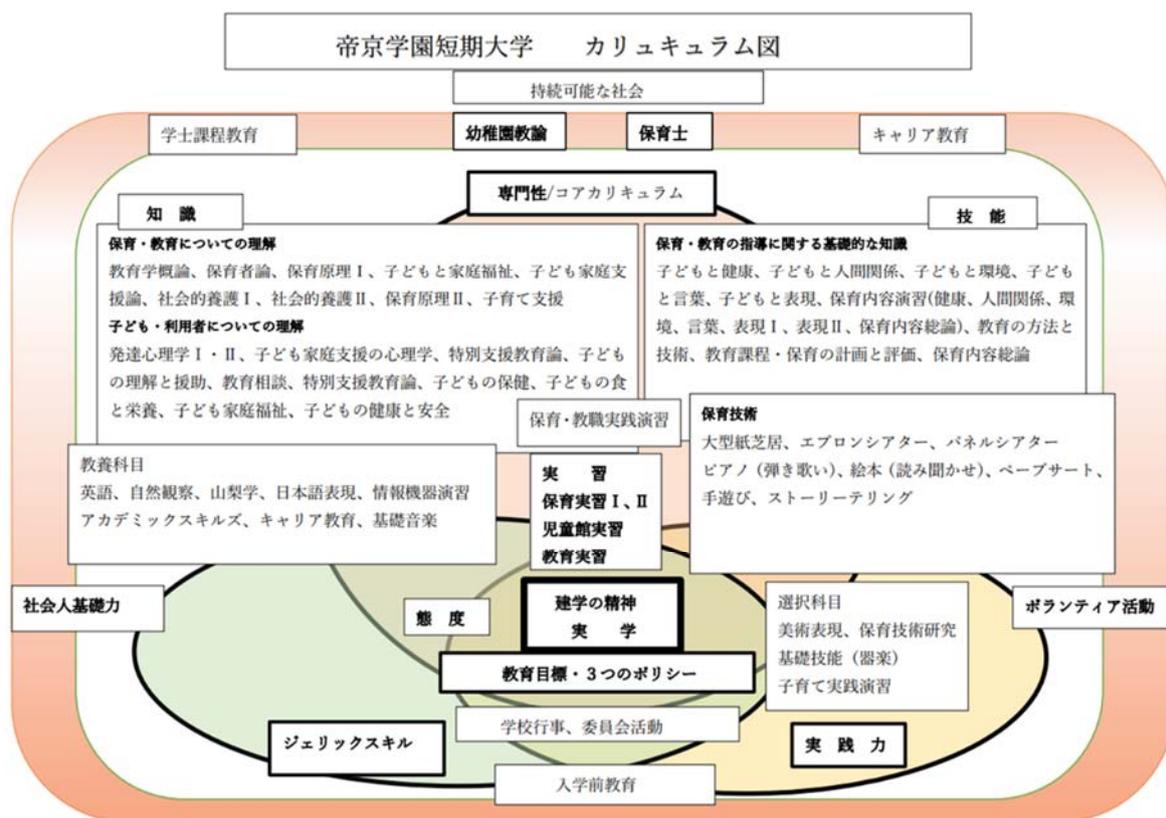
従って、学習成果の教育目的・目標との具体的な対応としては、

学習成果1.『知識・技能』は、教育目的・目標(1) 必要な教養と広い視野を身につけ、及び教育目標(2) 幼児教育に関する専門的知識、技能に該当する。 学習成果2.『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』は、教育目的・目標(2) 自ら積極的に、及び教育目的・目標(3) 他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成、に該当する。また学習成果3.『実践力』は、教育目的・目標(2) 豊かな表現ができる人材を、及び教育目的・目標(3) の協働して地域社会に貢献できる人材を育成する、に該当している。

### 学習成果を学内外に表明している

本学では、「学習成果」を、「教育目標」、「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」、とともに、大学案内、学生生活ハンドブック、並びに本学ホームページにて、内外に公表している。

本学では、学習成果を「帝京学園短期大学教育課程実施の方針-学習成果」として定めている。また「帝京学園短期大学カリキュラム図」として以下のように学生ハンドブックやホームページに公表している。



### 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している

平成20（2008）年度の中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」、また平成24（2012）年度の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」の中で、学士課程答申は「各専攻分野を通じて培う学士力」を「参考指針」として以下の様に提示している。

ここでは、これらは予測困難な時代において高等教育段階で培うことが求められる「学士力」の重要な要素として、

- ・ 知識や技能を活用して複雑な事柄を問題として理解し、答えのない問題に解を見出していくための批判的、合理的な思考力をはじめとする認知的能力
- ・ 人間としての自らの責務を果たし、他者に配慮しながらチームワークやリーダーシップを発揮して社会的責任を担いうる、倫理的、社会的能力
- ・ 総合的かつ持続的な学修経験に基づく創造力と構想力
- ・ 想定外の困難に際して的確な判断をするための基盤となる教養、知識、経験を育むこと、などが挙げられている。

また、中央教育審議会は平成30（2018）年度に、〈2040年に向けた高等教育のグランドデザイン〉の中で、2040年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、従来の「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への教育の質的転換が必要で

あること、が求められている。

こういった学校教育法の短期大学に求められる大きな流れの中で、本学は、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて従来の学習成果であった「履修カルテ」を「教職履修カルテ」に見直すとともに、GP(A)、ポートフォリオを導入した。学生の保育実践の結果を数値や記録として可視化し、学習成果とした。令和3（2021）年度上記答申を基に、本学は学習成果を再度見直し、前述のように1.『知識、技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、3.『実践力』を学習成果として定めた。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1.専門性としてコア・カリキュラムに設定される。学生は、コア・カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園教諭免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度など—の能力を2.『ジェネリック・スキル/態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に学習した知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて実際に3.『実践力』を修得することができる。

**[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I -B-3 の現状>**

**三つの方針を関連付けて一体的に定めている**

本学の卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）は、以下の通りである。

## 教育課程の編成、実施の方針(ディプロポリシー)

(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養やマナーを身につけていること

(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立て、創造性溢れる発表ができること

(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

また、上記の教育環境で学生個人が2年間で修得すべき学習成果を『本学が育てたい学生像』として卒業認定・学位授与の方針(カリキュラムポリシー)に、以下のように定めている。

(1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の養成〉

豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力(ジェネリック・スキル)を修得できる教育課程であること

(2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉

少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技能の向上を図る教育課程であること(ルーブリック評価の活用)

(3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉

地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験(ボランティア活動など)から学べる教育課程であること

入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）

本学では、これに入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー：求める学生像）として、以下のように定めている。

（1）保育の分野に関心のあるもの

（2）保育の専門職として必要な知識や技能を学ぼうとするもの

（3）向上心のあるもの

※できればインターンシップや職業体験等で、幼稚園や保育所などにおける体験学習を経験していることが望ましい。

この3つのポリシーは、学習成果を共通の指標として、一体的に定められている。

学習成果1.『知識・技能』は、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー)では、(1) 社会人として必要な教養と広い視野の育成、(2) 幼児教育に関する専門的知識、技能の修得、保育技能の向上を図る教育課程が、該当している。また『知識・技能』は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)では、(1) 豊かな(人間性)と教養、(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能が、該当している。さらに入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)では、(2) 保育の専門職として必要な知識や技能を学ぼうとする、に該当し関連付けられている。

次に学習成果の2.としての『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』は、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー)では、(1) 豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力(ジェネリック・スキル)を修得できる教育課程であることが、対応している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)では、(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養やマナーを身につけていることが、対応している。さらに入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)では、広く(1) 保育の分野に関心のあるものと対応している。

さらに、学習成果の3.『実践力』としては、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー)では、(3)〈地域社会に貢献できる人材の育成〉地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験(ボランティア活動など)から学べる教育課程であることが、該当している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)では、(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること、(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること、が該当し、入学者受け入れの方針(アドミッションポリシー)では、(3) 向上心のあるものに該当している。

このように本学の3つのポリシーは、学習成果の1.『知識・技能』、学習成果の2.

しての『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』、3.『実践力』と密接に関連し、一体的に定められている。

本学では、建学の精神に基づいた3つのポリシーと学習成果との関連性を「建学の精神と三つの教育方針、履修カルテ」図にまとめ、シラバスにて学生に周知している。

帝京学園短期大学 各ポリシーとの関連性：建学の精神と三つの教育方針、カルテ・ポートフォリオ					
「学士課程教育の構築に向けて」 (審議のまとめ)	建学の精神 (教育目標)	学位授与の方針	教育課程編成・実施の方針	入学者受入方針	ルーブリック評価 カルテ・ポートフォリオ (学習成果の観点)
1. 知識・技能・理解 専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連づけて理解する。 (1)多文化・異文化に関する知識の理解 (2)人類の文化、社会と自然に関する知識の理解	(2)幅広い知識を身につけ、国際的視野に立って判断ができ (幼児教育に関する専門的知識、技能を修得した人材を育成する)	(2)幼児教育に関する専門的知識と保育技能を身につけていること	(2)少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技術の向上を図る教育課程であること(ルーブリック評価・カルテ・ポートフォリオの活用)	(1)保育の分野に関心のあるもの (2)保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの	1.知識 教養教育 幼児教育・保育について子ども・利用者についての理解
2. 汎用的技能 知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能 (1)コミュニケーション・スキル (2)数量的スキル (3)情報リテラシー (4)論理的思考力 (5)問題解決力	(3)実学を通して創造力および人間味豊かな専門性のある人材の養成を目的とする (社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する)	(1)責任ある社会人として他者に配慮し、必要な教養とマナーを身につける。学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて創造性溢れる発表ができる。	(1)豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力(ジェネリック・スキル)を修得できる教育課程であること		1.技能 保育・教育の指導に関する基礎的な知識
3. 態度・志向性 (1)自己管理能力 (2)チームワーク、リーダーシップ (3)倫理性 (4)市民としての社会的責任 (5)生涯学習力	(1)努力をすべての基とし、偏見を排し (地域社会に貢献できる人材を育成する)		(3)地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験から学べる教育課程であること	(3)向上心のある者	2.ジェネリック・スキル 態度・社会人基礎力
4. 統合的な学習経験と創造的思考力 これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを活用し、その課題を解決する能力	(3)実学を通して創造力および人間味豊かな専門性のある人材の養成を目的とする (社会人として必要な教養と広い視野を身につけた人材を育成する)	(3)保育の課題を積極的に協働して探究していこうとする意欲をもっていること			3.実践力 課題探求、実習、ボランティア活動

### 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している

本学が上記3つのポリシーを設定する際には、学内の「大学評価委員会」等で議論を重ね、その経過を、山梨県内の保育所・施設・幼稚園などにアンケートを実施している。現場からの意見を聴取したアンケート結果では、保育に関する具体的な知識・技

術、保育者としての資質が重視されるとともに、社会人としてのマナーの重要性が指摘されている。本学は「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」、「保育実習連絡協議会」などで外部のステークホルダーなどの意見を聴取し、また保護者の「後援会総会」でも「帝京学園短期大学教育課程実施の方針」に基づく3つのポリシーの方針を説明し、建学の精神、学習成果、3つのポリシーを策定している。

### 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

本学の教育目標は、実習や就職の現場の声を育てたい学生像として「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程の編成、実施の方針」に反映させており、実習や就職現場で実際に役立つ学習成果として位置づけられている。本学は、学生の実習の際の教員の巡回や定期的な就職先のアンケート調査、卒業生に対するアンケート調査などを通じて、必要とされる教育内容を精査し、前述のように3つの方針を踏まえて具体的な技能や態度を、学習成果と深く関連付け、開設する全教科のシラバスに盛り込んで教育活動を行っている。また3つの方針を踏まえた2年間で修得すべき保育技術を「各保育技術と実習との関連性」としてまとめ、実習の事前指導等の教育活動を行っている。

### 三つの方針を学内外に表明している。

本学の卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成、実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）は、学内では「学生生活ハンドブック」やガイダンスで、学外ではホームページ、要項・学校案内で表明している。

#### <テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

特になし

#### <テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準 I -C 内部質保証]

### <根拠資料>

- ・資料・・・本学学則 p 16
- ・資料・・・帝京学園短期大学大学評価委員会規程
- ・資料・・・帝京学園短期大学FD委員会資料
- ・資料・・・帝京学園短期大学シラバス検討委員会資料
- ・資料・・・自己点検・評価報告書（2019～2021）
- ・資料・・・委員会資料2021
- ・資料・・・高校アンケート（2020～2021）
- ・資料・・・『知識』ルーブリック評価表、『技能・実践力』ルーブリック評価表
- ・資料・・・『態度』ルーブリック評価表、『社会人基礎力』評価表
- ・資料・・・実習終了後アンケート（2020～2021）
- ・資料・・・実習評価表（2020～2021）
- ・資料・・・学生生活アンケート 2021
- ・資料・・・卒業生アンケート（実地調査結果）2021
- ・資料・・・就職先アンケート（実地調査結果）2021
- ・資料・・・短期大学基準アンケート 2021
- ・資料・・・進研アドアンケート 2021

### [区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

### <区分 基準 I -C-1 の現状>

自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

本学では、学則第2条に「教育水準の向上をはかり、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について自ら点検評価行う」と定めている。本学は、平成17年10月に「自己点検評価委員会」を設置し、自己点検・評価について調査、研究を行いながら組織と体制を整えてきた。また同条第2項における、点検及び評価の具体的な実施体制を「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」、「帝京学園短期大学FD委員会規約」として整備した。

i 規定 「帝京学園短期大学学則 総則 第2条第1項及び第2項」「帝京学園短期大学大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程）」 「帝

京学園短期大学シラバス検討委員会規約」「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」「帝京学園短期大学 SD 委員会規約」「帝京学園短期大学学外第三者評価委員会規程」

ii 組織 「大学評価委員会」（自己点検評価委員会・学内第三者評価委員会・シラバス検討委員会・FD 委員会） 「SD 委員会」 「学外第三者評価委員会(学外第三者評価評議委員)」

#### **定期的に自己点検・評価を行っている。**

令和元(2019)年度以降に GP(A)とポートフォリオを試験的に学習成果として2年間導入し、その測定方法を「自己点検評価委員会」において議論している。

また令和3(2021)年度に、「帝京学園短期大学大学評価委員会規程（学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程）」に基づき学内で議論を重ね、学習成果と3つのポリシーを見直した。その経緯は、令和元年(2019)年、令和2年(2020)年、令和3年(2021)年(本報告書)の3年間、自己点検・評価報告書としてまとめた。この学習成果等の変更に伴い、令和3(2022)年3月「帝京学園短期大学学外第三者評価委員会規程」に基づき、学外第三者評価委員会を開催した。この際、平素より実習や就職でお世話になっている保育所、幼稚園、認定こども園、山梨市の子育て支援課の職員、児童福祉施設の施設長に評議委員を委嘱し、本学の保育者養成の教育活動にご理解を頂くともに、忌憚のないご意見を頂いた。

また、令和2(2020)年度以降は、各年度の前期と後期終了後学生が記述した授業アンケートをまとめ、それを資料として「帝京学園短期大学シラバス検討委員会規約」に基づき、年に2回シラバス検討委員会を開催している。専任教員ばかりでなく非常勤講師にも声をかけ開催している。また「帝京学園短期大学 FD 委員会規約」に基づき令和3年度には2回、学習成果について FD 活動を行っている。

#### **定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。**

本学では、令和元(2019)年度以降に GP(A)とポートフォリオを試験的に学習成果として導入し、その測定方法を「自己点検評価委員会」において議論している。

3巡目となる第三者評価に向けて、この学習成果を見直す過程を2019年度、2020年度、2021年度の過去3年にわたる自己点検・評価報告書を、本学ホームページにて公開している。

また令和3(2021)年度に、「帝京学園短期大学大学評価委員会(学内第三者評価委員会・自己点検評価委員会)」を中心に学内で議論を重ね、3つのポリシーと学習成果を見直し、現在のものとした。この経緯は、令和4(2022)年5月に本学ホームページに公開した自己点検・評価報告書に記載した。

#### **自己点検・評価活動に全教職員が関与している。**

本学は、定員50名の保育科単科の小規模校であり、令和3年度専任教員数が8名、専任職員数が2名（図書館司書1名を含む）であり、非常勤職員が2名、兼務職員1名の全教職員を合わせても14名である。従って過去の自己点検・評価は、学長を中心に「大学評価委員会」を中心に、全教職員が協力して行ってきた。

全教職員が各担当の点検項目を定め、さまざまなアンケート調査から、また FD 活動から、あるいは各委員会からの意見を受け止め、改革・改善に取り組んできた。また、時には教授会で、時には非常勤の教員も含めた「シラバス検討委員会」で、シラバスや教育内容あるいは種々の学校運営について話し合い、共通の理解のもと、より良い授業構成、より充実した教育環境の整備に努めてきた。

#### 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。

学校案内が出来上がる4月～5月、帝京グループの合同説明会が開かれる6月、募集要項が出来上がる7月、推薦入試前の10月に等に、本学教員が手分けをして高校訪問を実施し、県内を中心とした高校関係者に、本学の教育方針や本年度の試験内容について説明している。その際、質問を受ける等して意見を聴取している。また、本学が目指す学生像について説明し、本学の特色や就職率、少人数教育、入学前教育についても説明して理解を得ている。この時、高校側からの受験生等に対する指導内容について持ち帰り、「自己点検評価委員会」等で話し合う機会を設けて、次年度の入試や学生募集活動に活かしている。また令和3年度(2020年)には、高校の先生方にアンケート調査を実施し、入試広報や本学養成教育に活かしている。

#### 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

本学は、平成27年度に第2回の第三者評価受審以来、「帝京学園短期大学大学評価委員会規程(学内第三者評価委員会規程・自己点検評価委員会規程)」を中心に、令和元(2019)年度より2年をかけて、従来の3つのポリシーと学習成果について、学内で議論を重ね、見直してきた。令和3(2021)年度は、新たに上記区分 基準 I-B-2 学習成果、区分基準 I-B-3 のように、現在のものとして改革・改善してきた。

平成26(2015)年度に定めた学習成果である「履修カルテ」は、7つの観点である①「幼児教育についての理解」、②「子どもについての理解」、③「他者との協力」、④「コミュニケーション」、⑤「領域・教育課程に関する基礎知識・技能」、⑥「保育・教育実践」、⑦「課題探究」を指標としていたが、令和元(2018)年度改正された学校教育法の趣旨である「主体的・対話的で深い学び」の視点から自己点検・評価を継続的に行い、改革・改善を行った。

その結果、令和元(2019)年度に「履修カルテ」を「教職履修カルテ」と、試験的に教職実践演習の教職科目の履修状況を把握する内容に改めている。令和3(2021)年度からは、さらに協議を重ね、現在の『カルテ・ポートフォリオ』として現在に至っている。『カルテ・ポートフォリオ』では、ルーブリック評価を導入し、学生は自己の課題を明確にできるように改善を図っている。また、令和2(2019)年度より学習成果を基礎科目の履修状況、専門科目の履修状況、実践科目の履修状況の GP(A)分布、及び1年終了時、教育実習終了時、2年終了時に自己評価を行い、教職を目指す上での課題を記述式に変更する内容とした。また、ジェネリック・スキルに関しては、令和元(2019)年に従来の①コミュニケーション、②仕事力、③他者との協力の3つの観点を見直し、①コミュニケーション、②仕事力の2つの観点到試験的に集約を図っている。なお、ジェネリック・スキルに関しては、令和3(2021)年度からは『態度・社会人基礎力』と

して学習成果に組み入れている。

#### [区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

本学の学習成果及び査定については、『帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—』にまとめられている。

1. 専門性には『知識・技能』の能力の修得が求められる。

2. ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。

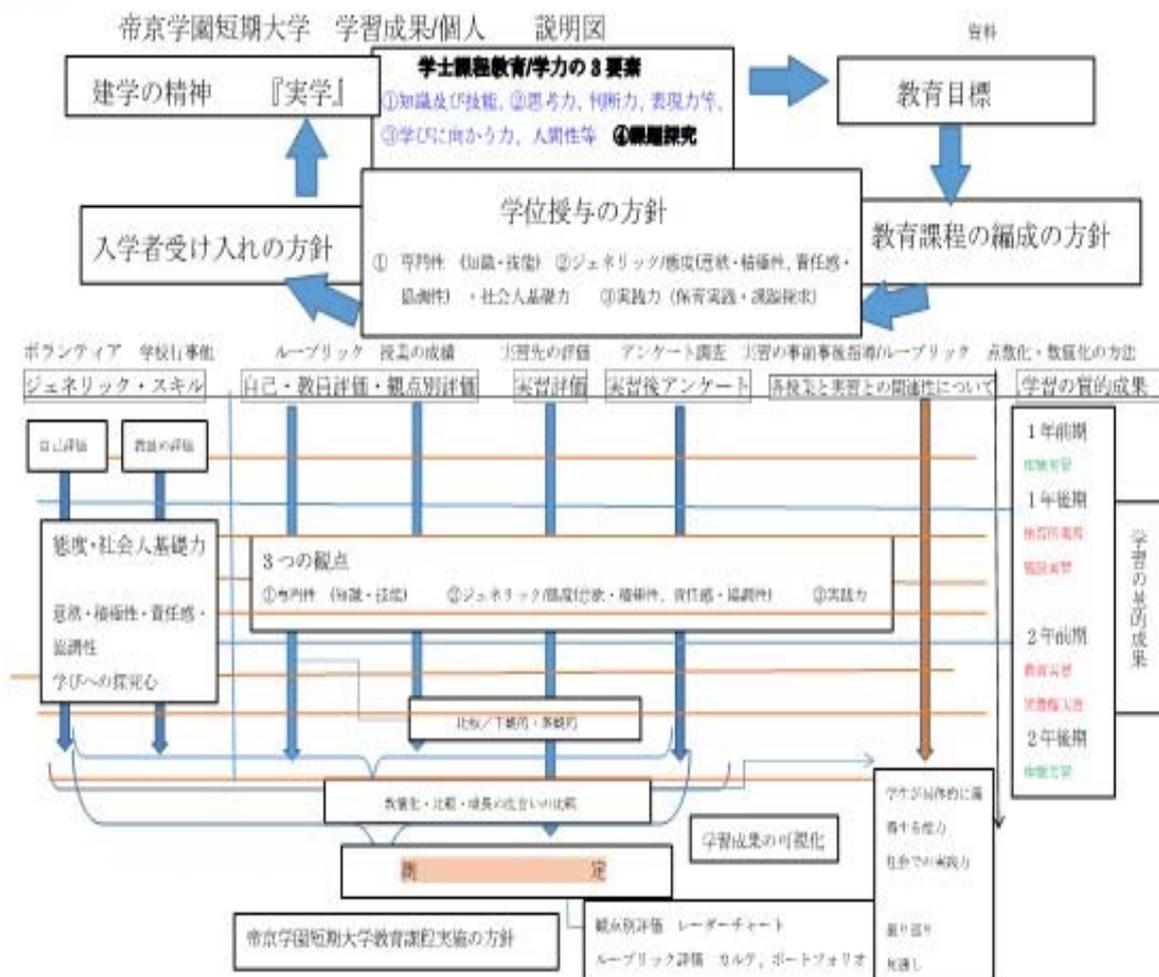
3. 実践力としては、1.『知識・技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した『実践力』が求められる。

この3つの学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1. 専門性としてコア・カリキュラムに設定される。学生は、コア・カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。この時、学生は学則の第5章第20条に基づき開設された科目を、第23条に基づく「帝京学園短期大学学内試験規則」において、定期試験等の評価により測定することで学習成果が査定される。また、学生生活ハンドブック 28 ページでは、GP(A)について記載がある。シラバス内では、ナンバリングされた科目群は教養科目、専門科目(基礎)、(内容・方法)、(実習)と示されている。

『知識』のルーブリック評価表では、講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分類され査定される。講義系科目では、どの科目群の理解度がどの段階にあるか、また演習・実技系科目では、「各保育技術と実習との関連性」の中で、技能の到達度を測るとともに、学生一人一人の今後の課題を示す道筋を GP(A)の数値を用いて検証することができる。また演習系、実技系科目の中で、本学で身に付ける保育技術である大型紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、読み聞かせ、ピアノ（弾き歌い）、ストーリーテリング等は『技能・実践力』のルーブリック評価表にて査定することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度など—の能力を2.『ジェネリック・スキル/態度・社会人基礎力』として定

め、社会人として保育者として必要な資質を身に付け、それぞれ『態度』のルーブリック評価表、『社会人基礎力』の評価表で査定することができる。そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて実際に3.『実践力』を修得することができる。



査定の手法を定期的に点検している。

一昨年度令和元(2019)年度卒業生までは、本学は実習の事前事後指導を重視し、学生個々の実習前後の状況を「履修カルテ」として指導に役立てていた。本学の教育課程では、将来保育士や幼稚園教諭となるのに必要な専門的（職業）能力獲得のため、各授業における①幼児教育・保育についての理解、②子どもについての理解、③他者との協力、④コミュニケーション、⑤領域・教育課程に関する基礎知識・技能、⑥教育実践⑦課題探求。以上7つの観点が重要である。法令に定められたそれぞれの科目群の得点（試験結果）を測定し、実習の評価と照らし合わせながら、レーダーチャートに表していた。このレーダーチャートで表された学習成果をもとに、教員は学生との面談を各期の終わり行う。この面談では、学生個人の理解が不足している観点を補うように、来期以降の類似の観点をシラバスに計画している授業科目を紹介する。また今後の実習課題を自己評価し、実習先の評価

と比較して学生と話し合うことで、査定の手法としていた。令和元(2019)年度卒業生までの学習成果である「履修カルテ」は、令和元(2019)年度入学生より試行的に「教職履修カルテ」と名称を変え、各教科の成績表の添付と自己の課題を1年前期、後期、2年前期、後期と段階的に文章として記載し、PDCA サイクルに基づく自己評価を行い、学期末に実施されるグループ担当教員との面談時に教員の助言を記述する方法に変更している。

また令和元(2019)年度卒業生までは、学校行事等におけるジェネリック・スキルの①コミュニケーション、②仕事力、③他者との協力。以上3つの観点を各期終了時に数値化し可視化して、グループ担当教員が学生の低い観点を補う指導方法を学習成果の査定としていた。令和元(2019)年度入学生より3つの観点を見直し、①コミュニケーション、②仕事力の2つの観点到試験的に集約を図っている。

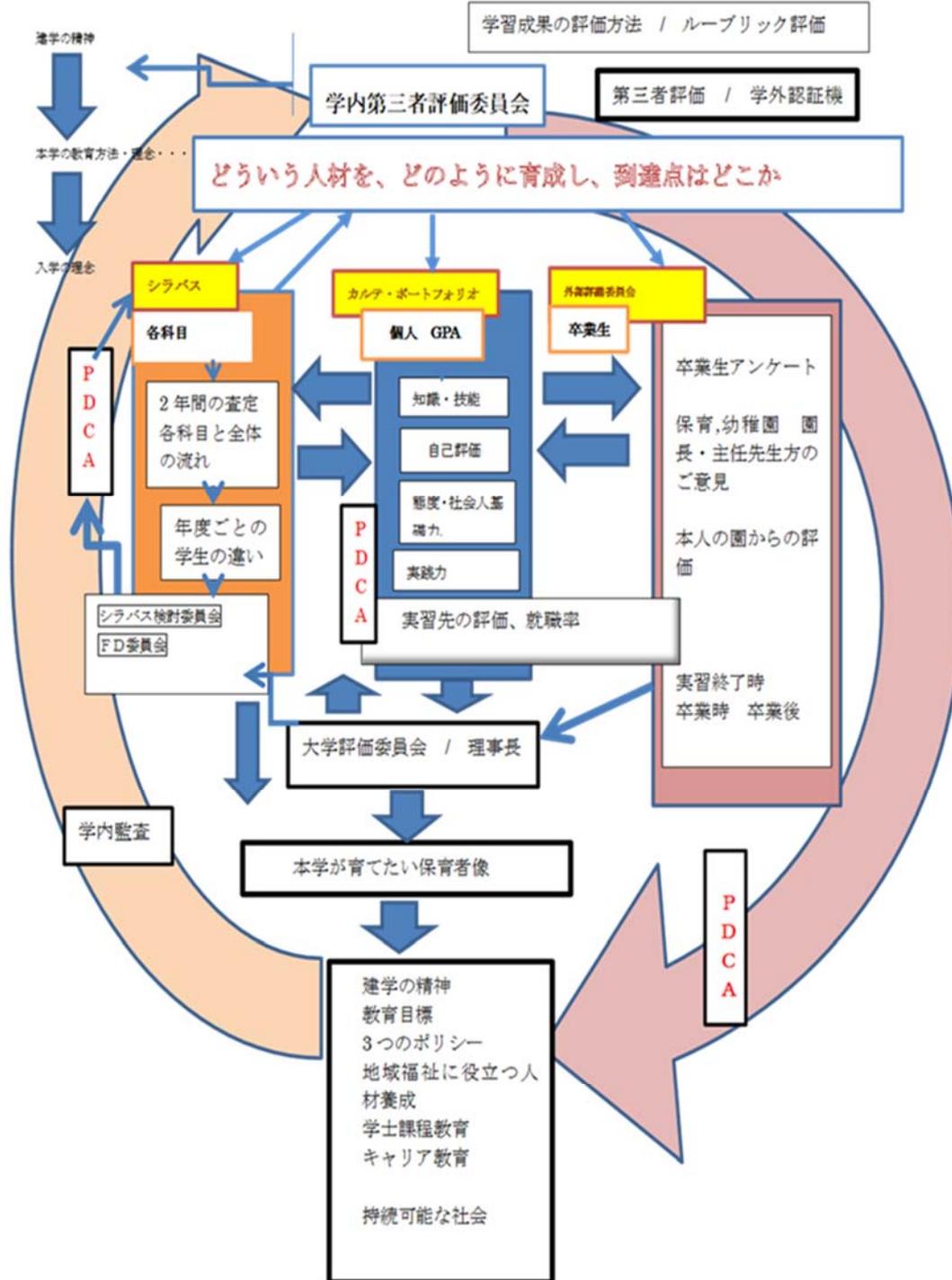
本学は令和元(2019)年度入学生より、学校教育法の改正等にもない、従来の「教職履修カルテ」を中心とした学習成果の可視化方法に加え、GPA の導入による成績の厳格化と、学生の自己評価を記述する「学修ポートフォリオ」の導入による学習成果の査定手法を試験的に導入した。個人ごとに各教科の成績の合計を GPA で測定して、2年間の全教科の GPA の平均値を割り出し、個人と全体を比較することで、個人の学習成果の習熟度を査定する方法を試行的に行った。

さらに令和3(2021)年度より、GPA 評価の観点別の分布の検討や、「学修ポートフォリオ」にルーブリック評価を導入することについて、再度「自己点検評価委員会」などで議論を重ね、現在の学習成果の査定である、『カルテ・ポートフォリオ』の学習成果をルーブリック評価とする量的な査定手法に至った。

こういった経緯については、山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園、山梨市の児童家庭課に協力を要請して現場で必要と思われる能力について、「学外第三者評価委員会」「教育実習連絡協議会」「保育実習連絡協議会」などを通して意見を聴取している。さらに本学は、各学生の実習終了後のアンケート調査と実習評価とを比較し、参考にして、学習成果の質的な内容を定期的に点検している。

### **教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。**

本学は教育の向上・充実ため「帝京学園短期大学 内部質保証 査定の構造・可視化・明確化」として下記 PDCA サイクル図を作成し、活用している。現在本学では、PDCA サイクルを下図「帝京学園短期大学 内部質保証 査定の構造・可視化・明確化」のように、3本の柱を立て、考えている。①シラバス、②カルテ、ポートフォリオ、GPA、③アンケート調査



本学は養成課程であることから、教育課程については法令を遵守するとともに、教育内容や実施方法が、学内の一部の教員の判断に偏らないように常に「大学評価委員会」で話し合いを行っている。

学生個人の学習成果の査定については、授業アンケート結果について「シラバス検討委員会」において、カルテ・ポートフォリオについては「自己点検評価委員会」などで、

実習終了後アンケートと実習評価を比較しながら PDCA サイクルを活用して改善に取り組んでいる。これと並んで学校全体での教育目標や3つのポリシーの在り方、カリキュラムマップなどについても、広く学外のステークホルダーにも意見を聞くシステムを持っている。令和3(2021)年度は、学修成果を見直したこともあり、令和4(2022)年3月に「学外第三者評価委員会」を開催し、意見を聴取することで改革、改善を図っている。

本学は、今後こういったアンケート調査や委員会を開催して、その結果を公表するとともに、さまざまな意見を参考に、本学が定める PDCA サイクルを活用して教育内容の改善・充実を図っていく所存である。

#### ① シラバス/授業評価についての PDCA

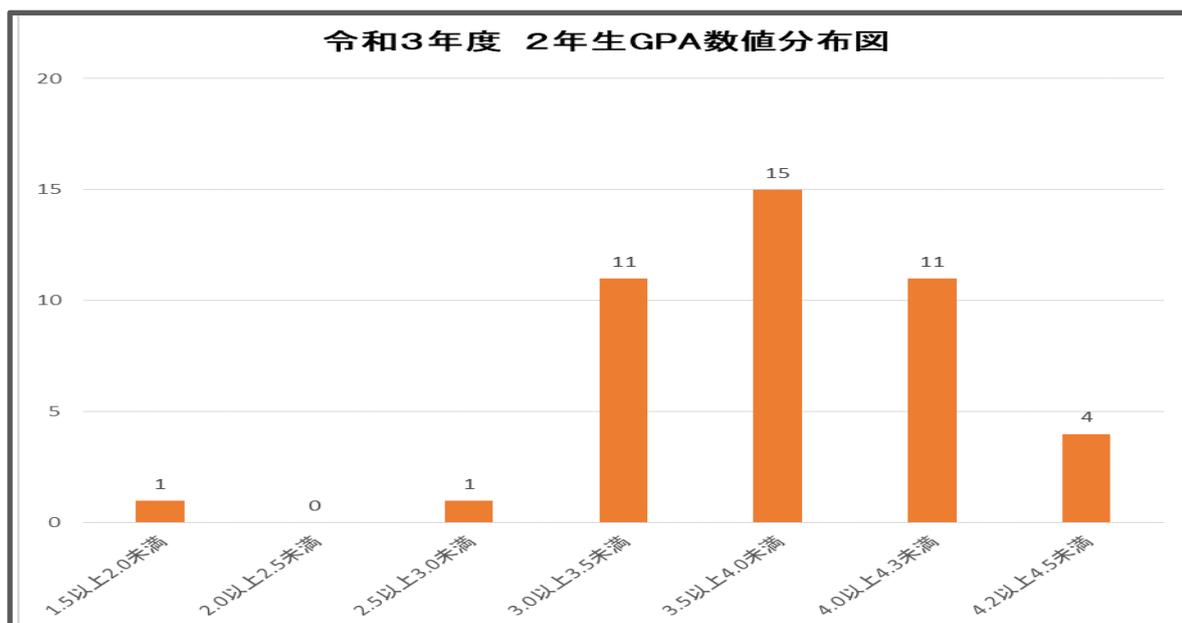
上記のように、本学は、前後期の授業終了後の年2回「シラバス検討委員会」を開催している。「シラバス検討委員会」は、学生の授業評価を基に、授業内容の理解度、教員の授業方法などを基に PDCA サイクルを使って、今年度の授業内容を見直し、来年度へ向けてシラバスを改訂し、授業改善を行うものである。専任教員だけでなく非常勤の教員にも声をかけ、本学の学習成果の基本的な考え方や、学生の授業態度、授業を行う上での課題点なども話し合う。

#### ② カルテ、ポートフォリオ/量的な指標の PDCA

現状本学は、個人の学習成果の査定(測定方法)方法として、量的な指標と質的な指標の手法を有している。

量的な手法としては、個人ごとに各教科の成績の合計を GPA で測定している。2年間の全教科の GPA の平均値を割り出し、個人と全体を比較することで、個人の学習成果の習熟度を測定して、PDCA サイクルを使って、個人の学習成果を振り返っている。また年度ごとの分布を比較することで、学習成果全体の修得度を振り返り、必要と思われる見直しを行っている。これに加えて令和3(2021)年度からは、『カルテ・ポートフォリオ』を導入した。学生が保育技術を修得した成果を写真や動画として保存し、学習成果としている。その際にルーブリック評価を活用し、学生個人の修得段階を振り返り、今後の課題を明確にしている。また『ジェネリック・スキル』に関しても、ジェネリック・スキルの各期の達成状況を教員の評価と自己評価を比較し、今後の課題を明確にして、各期に面談を行って、卒業までに指標をクリアするよう指導している。

さらに、実習の評価に関しても実習先の評価と実習後の自己評価を比較し、個人の PDCA サイクルを使って課題を明確にして、改善を行う指導をしている。



### ③ アンケート調査及び外部の方の意見/質的な手法を用いた PDCA

本学では、以下のアンケート調査を実施して、質的な学習成果について、PDCA サイクルを稼働させ見直しを行っている。

- ア. 実習終了後アンケート・・・本学では実習終了後、学生に対して実習中の課題や事後指導に関する調査を行っている。
- イ. 学生生活アンケート・・・毎年1．2年生に対して年度末に学生生活を送る上で、施設や教職員に対する感想を調査している。
- ウ. 卒業生アンケート・・・卒業した学生に対し、実際の就職した保育所や幼稚園で必要とされる資質や能力について、直接就職先に訪問して調査している。
- エ. 就職先アンケート・・・卒業生が就職した保育所や幼稚園の園長などに本学在学時より学習すべき内容について直接園長と懇談して調査している。
- オ. 高校生アンケート・・・高校を卒業し、本学に入学した学生に対して本学を選択した理由など調査している。
- カ. 外部アンケート
  - (i) 短期大学基準協会アンケート・・・在学生に対し、学習時間や学校に対する意識調査をしている。全国規模での調査であるため、客観的な調査結果が期待できる。在学生、卒業生に対して調査を行っている。
  - (ii) 進研アドアンケート・・・本学に入学予定の学生に対して入学前課題の一環として、本学を選択した理由や入学時の心配事等や学習成果の基礎的な理解について調査する。入学前課題の学習状況は、全国的な規模で比較することができる調査と言える。

本学は、このようなアンケート調査や協議会を開催して、その結果を公表するとともに、さまざまな指標を参考にして、本学が定める PDCA サイクルを活用して、教育内容

の改善・充実を図っている。こういった活動を通して本学は、社会に対してのアカウンタビリティに努め、内部質保証体制を確立し、地域に求められる質の高い保育者養成教育機関を目指している。

また本学は、山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して現場で必要と思われる能力について、「学外第三者評価委員会」、「教育実習連絡協議会」「保育実習連絡協議会」などを通して意見を聴取している。ここでは、学生個人の学習成果及びその測定方法/査定と並んで、学校全体の教育目標や3つのポリシーの在り方、カリキュラムマップなどについても検討される。本学の教育の在り方が、実習や就職する保育現場が求める姿＝学習成果と合致しているかPDCAサイクルを使って検討し、改善に役立てている

**学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。**

学校教育法の改正を踏まえ、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等保育関係法令及び学習指導要領は、平成29（2017）年度から令和2（2019）年度の高等学校学習指導要領まで順次改正されてきた。また本学では、教員養成関係法令との関連性として、令和3年度までに教職コアリキュラムを導入した。

教職コアリキュラム導入の趣旨は、子ども達が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すためである。その為、子ども達に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程」を重視された。また生きて働く知識及び技能の修得と未知の課題を解決する思考力、判断力、表現力等の育成を目指すことが求められている。

本学ではこの趣旨に基づき、令和2（2020）年度入試より入学試験改革を行うとともに、従来の学士課程教育に求められる学習成果を見直し、主体的・対話的で深い学びの観点から、建学の精神に基づく3つのポリシーと学習成果を再度検討した。

また、本学は保育者養成校であるため、教育職員免許法、児童福祉法施行規則等の設置科目の変更を確認し、開設科目に留意するとともに、必要な学則の変更を行っている。さらに短期大学設置基準を遵守し、専任教員数の定数を確認し、確保するとともに、シラバスを定期的に見直している。単位の実質化を図り、1単位当たりの必要時間数を授業時間の他に、予習・復習等も学習時間としてシラバスに明記している。

**<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>**

特になし

**<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>**

特になし

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

### [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

#### <根拠資料>

- 資料・・・帝京学園短期大学教育課程実施の方針－学習成果－
- 資料・・・令和3（2021）卒業後の進路先
- 資料・・・就職ガイドブック
- 資料・・・帝京学園短期大学キャリアサポート委員会規約
- 資料・・・園長講演会、卒業生講演会
- 資料・・・帝京学園短期大学入学試験委員会規程
- 資料・・・帝京第三高校合同説明会資料
- 資料・・・時間割 2021
- 資料・・・学生調査、在籍率、卒業率、就職率
- 資料・・・GPA 算出方法・分布図、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率
- 資料・・・オリエンテーション日程
- 資料・・・補講日程 2021
- 資料・・・帝京学園短期大学家賃補助規程
- 資料・・・帝京学園短期大学家賃補助実施状況
- 資料・・・帝京学園短期大学駐車場規定
- 資料・・・学業支援給付奨学金、学業奨励給付奨学金 資料
- 資料・・・給付型奨学金実績
- 資料・・・帝京学園短期大学カウンセリング規程、帝京学園短期大学カウンセリング室運営委員会規程
- 資料・・・カウンセリング運用実績
- 資料・・・帝京学園短期大学健康管理規程、帝京学園短期大学保健室利用規程
- 資料・・・友達月間 2021 資料
- 資料・・・学生生活アンケート結果 2021
- 資料・・・帝京学園短期大学科目等履修生規程、帝京学園短期大学長期履修学生規程
- 資料・・・本学平面図
- 資料・・・帝京学園短期大学キャリアサポート委員会規約
- 資料・・・園長講演会、卒業生講演会
- 資料・・・就職ガイドブック
- 資料・・・時間割 2021
- 資料・・・入学生調査
- 資料・・・実習終了後アンケート

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

本学の「卒業認定・学位授与の方針」（「ディプロマポリシー」）は以下の通りである。

- (1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること
- (3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

これに対し本学の学習成果は、以下の通りである。

1.専門性『知識、技能』の能力。2.『ジェネリック・スキル』では社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力。

3.上記1.『知識、技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した3.『実践力』の能力。

従って、「卒業認定・学位授与の方針」(1) 責任ある社会人として他者に配慮し豊かな人間性、マナー、及び(3) 協働して、には、学修成果2.『ジェネリック・スキル』(態度・社会人基礎力)が対応している。また、「卒業認定・学位授与の方針」(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、には学習成果の1.『知識、技能』が対応している。さらに「卒業認定・学位授与の方針」(2) 学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができる、また(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること、には3.『実践力』が

対応している。従って、「卒業認定・学位授与の方針」は、それぞれの学習成果に対応している。

① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

本学の①卒業認定・学位授与の方針は、本学学則第 1 章 総則に建学の精神に基づき、「・・・教育の基礎の上に、さらに深い教養と幼児教育に関する専門的知識、技能を修得し、将来の本人の幸福のため、地域社会の福祉に貢献できる人材を育成する・・・」と規定し、第 1 条の 2 に、ディプロマポリシーとして規定されている。また学則第 6 章 卒業、学位等については、第 25 条に卒業の要件を別表 1 として明記し、第 26 条では、教授会の審議のもと卒業を認定している。これは学生生活ハンドブック 13 ページ～25 ページに学則として記載されている。本学ではシラバスに「卒業認定・学位授与の方針との関連」を開設する全ての授業に明記している。なお、令和 3 (2021)年 3 月学則を変更し、令和 4 (2022)年度より、第 6 章 卒業、学位等において、第 26 条で教授会の意見を聴いて、ディプロマポリシーに基づいてと学則に明記した。

成績評価の基準に関しては、学則第 5 章 教育課程及び履修方法等の第 23 条に各授業科目の評価として明記されている。これは、学生生活ハンドブックの 54～57 ページに、第 5 章第 23 条の 3 において定められた帝京学園短期大学学内試験規則として記載している。

本学では令和 3 (2021)年度に「帝京学園短期大学教育課程実施の方針—学習成果—」をホームページにて表明している。その【3】査定(アセスメント・測定/個人として)の中で成績評価の基準として、「本学が開講する科目の中で、履修した科目の成績として測定される。測定された素点は、GP(A)に変換される。(中略)この『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。(中略)シラバスの「学習成果との関連」のところでは、各科目に、この『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』がどのような割合で含まれているか示している。各科目はその 3 つのコンピテンシーを含む合計の点数(素点)として、(中略)GP(A)に変換される」と記載し、各教科の成績基準と学習成果の到達度が密接にリンクしていることを明記している。また【5】の合格基準では、ルーブリック評価等の本学の学習成果に対する合格基準を詳細に定めている。従って、前述のⅡ-A-1の①で記載したように学位授与の方針と成績評価の基準が明確になっている。

資格取得に関しては、本学は保育者養成校であり、法令に定められた資格取得科目を開設しており、本学学則別表 2 においては教育職員免許法に準じた幼稚園教諭 2 種免許状取得に関する科目を表記し、別表 3 においては児童福祉法施行規則に準じた保育士資格取得に関する科目を表記している。資格取得に関しては、学生生活ハンドブック 30～31 ページに、6 幼稚園教諭 2 種免許状及び保育士資格取得の要件として、また 7 児童厚生二級指導員資格、8 自然体験活動指導者資格、9 ピアヘルパー受験資格取得に関しても、学生生活ハンドブック 32～33 ページに詳細を解説し、34～37 ページにて別表として表示している。ここに開設された全科目にも上記のように「卒業認定・

学位授与の方針」との関連性が明記されている。これは学年当初のオリエンテーションにて学生に説明している。

### **卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。**

本学の卒業認定・学位授与の方針は、原則として学校教育法に準じており、先述の通り令和2年(2020)年に中央教育審議会答申である「教学マネジメント指針」で記載されている「学修者本位の教育の実現」に依拠した学習成果と密接に関連したものとなっている。また本学は、保育科単科の短期大学であり開設科目の多くは、教育免許法施行規則、及び児童福祉法施行規則に依っている。保育者養成は少子化の現在の我が国においても、女性の社会進出、核家族化を背景に、社会に求められるニーズがあり、本学は将来保育者となるべく、他者に配慮し、マナーを育成し、基礎的な知識や技能を基に専門性を高め、社会に貢献できる人材を育成する卒業認定・学位授与の方針を打ち立てている。本学で定めた卒業認定・学位授与の方針は、実際の幼稚園や保育所の実習、就職においても実際的な価値があり、このことを裏づけるため本学は、山梨県内の保育所、福祉施設、児童館、幼稚園に協力を要請して、現場で必要と思われる能力について調査を行うとともに、各学生の実際の実習終了後のアンケート調査を参考にしている。従って実際的・社会的な価値があると言える。

### **卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。**

本学では、令和3(2021)年度より卒業認定・学位授与の方針を見直した。これは、令和2(2018)年度入学生から学習指導要領の改正により、学力の3要素を中心とした入試改革を行い、これに伴うものである。平成26(2014)年度に定めた本学の3つのポリシーは、建学の精神に基づいた、学士課程教育を念頭に置いたものであった。その後、中央教育審議会は平成30年に、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中で、2040年に求められる人材像を、「基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材」と定義している。そうした人材を育成するために、従来の「何を教えたか」から、学生が「何を学び、身に付けることができたのか」への教育の質の転換が必要であることが今求められている。また令和2(2020)年度文部科学省の「教学マネジメント指針」では、これからの大学教育には「卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(3つのポリシー)」に基づく体系的で組織的な大学教育を展開し、点検・評価を行うことで、不断の改善に取り組むことが必要となった。

学生の学習成果に関する情報や大学の教育成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に活用することが必要であり、適切なPDCAサイクルを確立することが求められている。このことから、本学では3つのポリシーと新たな学習成果を一体的に見直し、令和3(2021)年度入学生より、新たな「卒業認定・学位授与の方針」に基づいた卒業認定を行うこととした。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラ

ム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

本学の教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針は以下の通りである。

教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー)

- (1) 〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉  
豊かな自然環境を活かし、社会人基礎力（ジェネリック・スキル）を修得できる教育課程であること
- (2) 〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉  
少人数教育による専門科目の履修と個人の習熟度に応じた保育技能の向上を図る教育課程であること（ルーブリック評価の活用）
- (3) 〈地域社会に貢献できる人材の育成〉  
地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験（ボランティア活動など）から学べる教育課程であること

また、『本学が育てたい学生像』として卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、以下のように定めている。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）

- (1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること
- (2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫

- して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができること  
(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること

前記図「建学の精神と三つの教育方針、履修カルテ」(27 ページ)で解説したように、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー) (1)〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)(1) 責任ある社会人として他者に配慮し、豊かな人間性と教養、マナーを身につけていること、に人間性や教養という点で対応している。

また、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー) (2)〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)(2) 幼児教育に関する専門的知識と保育技能を積極的に身につけ、学んだことを工夫して組み合わせ、自ら計画を立てて、創造性溢れる発表ができることに、知識、技能の修得という点で対応している。

さらに、教育課程の編成、実施の方針(カリキュラムポリシー) (3)〈地域社会に貢献できる人材の育成〉は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマポリシー)(3) 保育の課題を積極的に探求し、協働して解決する意欲をもっていること、に対応している。従って本学の教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

#### **教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。**

本学の教育課程は学則第5章第20条に別表1~3として記載している。本学は、保育者養成校であるため、本学教育課程は、原則として、教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則に準じている。特に令和3(2021)年度入学生より、教職課程コアカリキュラムが導入され、これに伴う教育課程を改定している。この改定は各養成課程において共通した養成教育を行うと同時に、地域や学校現場に対応した教育内容、学校独自の教育内容が求められている。従って、教養課程、専門教育課程においては、将来保育者となるための基礎的、専門的な知識・技能の修得が求められる。これは本学の教育課程編成・実施の方針の(1)〈社会人として必要な教養と広い視野の育成〉と(2)〈幼児教育に関する専門的知識、技能の修得〉に該当する。シラバス内では教養科目、専門科目(基礎)、(内容・方法)次に本学独自の開講科目としてより実践的な科目設定がなされている。本学では、教養科目として科目が分類されている基礎的な教養に、専門科目(基礎)、(内容・方法)と分類分けされた専門的な知識・技能を身に付けた上で、保育者として、社会人として身に付けなければならない態度や社会人の基礎を身に付け、(3)〈地域社会に貢献できる人材の育成〉として地域の乳幼児や保護者と交流を深め、体験(ボランティア活動など)から学べる教育課程であることを教育課程として掲げている。実践的な実習などは、シラバス内では専門科目(実習・他)として分類されている。

また本学では、令和4(2022)年度より学則第5章第20条に、教育課程は「教育課程実編成・実施の方針」(カリキュラムポリシー)に基づくという文言を明記した。

#### **① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。**

短期大学設置基準の第4章教育課程の第5条【教育課程の編成方針】では、  
「1 短期大学は、当該短期大学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」。

また、第6条【教育課程の編成方法】においては、「教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする」としている。

本学では、上記のように、保育者養成校のため、法令に基づいた教科科目を本学学則別表1～3に卒業要件科目、幼稚園教諭2種免許状取得科目、保育士資格取得科目において必修、選択科目を分け、体系的に編成している。教養科目を基に、専門的な知識や技能を身に付け、その科目には、それぞれ知識・技能の理解度を測るだけではなく、人間性を養うためにジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）が授業態度としてシラバスに明記されるとともに、キャリア教育の視点から、広く社会や保育の現場で役立つ実践力を身に付けるものとなっている。なお、本学では特に本学独自に開講する保育技術研究や子育て支援実践演習等の科目を開設し、豊かな人間性や総合的な判断力を養う科目としている。また、シラバスにて教養教育、専門教育（基礎）、（内容・方法）、（実習他）と科目群を設け、科目をナンバリングすることで、科目ごとの意味合いを明確化し、基礎的な教科科目を1年次に開講することを心掛けている。また本学では、「各授業と実習との関連性」を作成し、2年間の実習毎に、必要とされる知識や技能を一覧表として作成し、体系的に各授業で学修することができる態勢をとっている。2年間の実習ごとに、修得すべき知識や技能を一覧として表記し、本学の学習成果でもある保育実践内容を、いつどの授業で取り組むかを明確にした道のりとして示している。なお、本学では「各授業と実習との関連性」を掲げ、学生にも周知している。

## ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

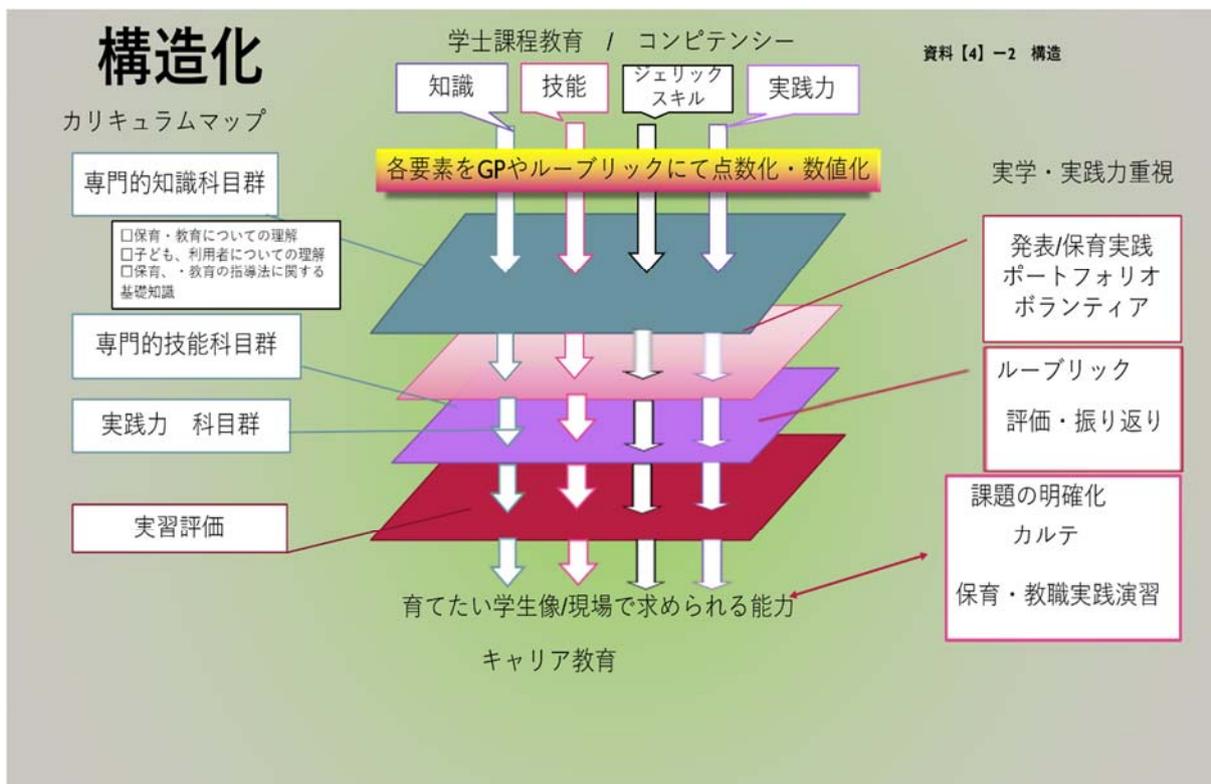
本学の学習成果は、先述の通り、1.『知識、技能』、2.『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』3.『実践力』である。

この各要素はシラバス内にて全ての科目に対して、「学習成果との関連」の中で、この1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』（シラバス内では、枠の都合で態度と表記）、3.『実践力』がどのような割合で含まれているかを示している。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1.専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、卒業要件必修や幼稚園教諭免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である—主体的に学習に取り組む態度など—の能力を2.『ジェネリック・スキル/態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に知り得た知識や技能、態度や社会人基礎力を用いて、実際に3.『実践力』を修得することができる。下図「構造化」は、この

1. 専門性『知識・技能』、2. ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』（資料にはジェネリック・スキルと表記）、3. 『実践力』が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。

この3つのコンピテンシーを含む内容でシラバスを作成することを、令和3（2021）年度終了時に開催された「シラバス検討委員会」において、専任教員だけでなく非常勤講師を交え、全教職員に確認している。



③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

短期大学設置基準の第7条【単位】に則り、本学では、学則第5章第22条に、

「1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする」と規定している。

- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって一単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で短期大学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、短期大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

また、短期大学設置基準第8条【一年間の授業期間】に則り、本学では学則第5章第21条に「1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする」と、している。さらに、短期大学設置基準第9条【各授業科目の授業

期間】における各授業科目の授業は、「十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする」と決められている。本学では、この規定を満たし単位の実質化を図るために、各授業では予習・復習をシラバスに定め、定期試験は15週の授業の後で行われている。

令和3（2021）年度、単位数の上限について議論を重ねてきたが、先述の「各授業と実習との関連性」においても記したように、法令に定められた単位数を2年間で、各実習に合わせて体系的に学ぶことで、現在履修に関して大きな問題はなく、特に上限を定める必要性を見出せなかった。今後さらに検討を重ねていきたい。

#### ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

本学は、学則第5章第23条では短期大学設置基準第十一条の二【成績評価基準等の明示等】に則り、学習の評価について定めている。本学の各授業科目（学修）の評価は、A・B・C・Dをもって表しC以上を合格とするとしている。

また本学は学生に対して、シラバスにて、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示している。また学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をシラバスにてあらかじめ明示している。ここでは、本学学習成果である、1.『知識、技能』、2.『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』3.『実践力』が、知識、技能、態度、実践力として、その到達度を測る割り合いを示している。従って本学は学習成果を短期大学設置基準に則り判定している。

#### ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

本学の授業はシラバスにおいて、その授業の目的・概要・到達目標・授業時間数・評価の方法・基準・教科書・参考書が明示されている。

この他シラバスには、学士課程教育と関連した3つのポリシーとの関係と学習成果である1.『知識、技能』、2.『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』3.『実践力』が、知識、技能、態度、実践力として、その到達度を測る割り合いを示している。また「卒業認定・学位授与の方針との関連」では、ディプロマポリシーとの関連も明記されている。授業内容、準備・復習学習、教科書・参考書の内容が明示されており、授業初回時に担当教員からシラバスに記載された内容についての説明も行われている。

#### ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

現在のところ本学では、通信による教育は行っていない。

令和2（2020）年度前期には、新型コロナウイルス感染症が流行し、4月、5月、6月の2か月半にわたり印刷教材による授業を行わざるを得なかった。文部科学省の通達により遠隔授業として学則第5章第20条の2の2に定め適切に運用した。

#### (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

主に関係法令の改正に伴い、適宜見直しを行っている。令和2(2020)年度入学生から教養課程の見直しを行い、令和3(2021)年度入学生より導入した教職課程コアカリキュラムの変更に伴う専門教育科目の変更が行われた。また教育課程の定期的な見直しは、年度当初の教員会、9月と3月の年2回行われるシラバス検討委員会等でも非常勤講師にも報告され、科目担当や授業内容などを調整している。幼稚園教諭免許状・保育士の・資格取得に関わるカリキュラム変更の際には本学教務担当職員及び教員により提案されたカリキュラム案を「大学評価委員会」などで協議している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

(1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。

本学では、教養科目を教育目標の(1)責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成すると位置づけている。そこで、「日本国憲法」「英会話」「情報機器演習」などの卒業要件必修科目に、「自然観察」、「キャリア教育」、「アカデミックスキルズ」、「山梨学」、「日本語表現」、「基礎音楽」、「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」、「児童館・放課後倶楽部の活動内容と指導法Ⅰ」を選択科目として8科目を設置している。計11科目6単位(保健体育科目の「体育理論」、「体育実技」を加えると計13科目から8単位)以上の修得を学則別表1において卒業要件としている。

この中でも自然を大切にすることを育む事を目的とした教育活動である「自然体験活動」を含む「自然観察」や、地域との繋がりに対応した教育内容の展開を目的とした「山梨学」等を特に大学の独自性を発揮する教育内容として、開講している。

また、キャリア教育については、就職担当が保育現場の園長先生や、本学を卒業した現役の保育者に講師を依頼し、実習や現場で必要となる能力について、学生に指導する体制をとっている。児童館に関する2科目は、実習Ⅲの選択科目ではあるものの、本学では保育者養成の専門教育が中心となる中、0歳から18歳までを対象とした児童館にて、小学校以上の多様な年齢の児童との繋がりを通して、保育者としての視点を広く持てるようにという観点から教養教育に開講している。従って、児童館の「放課後児童クラブの機能と運営」、「放課後倶楽部の活動内容と指導法Ⅰ」については、児童健全育成財団の児童厚生2級指導員の資格認定を受けることもあり、児童館の先生に講師を依頼し、専任の実習の担当とも連携できる体制を構築している。

教養教育に関する科目の開設については、各教科担当・教務委員会・教授会で検討された後「大学評価委員会」などで協議される。教務担当が地域との連携や自然体験活動

の事務的な役割を担う。

## (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。

本学は、教養科目としての11科目は、幼稚園教諭養成の免許法で定められたものである科目と、保育士資格取得に必要な教養科目とが開設されているため、専門教育科目と関連して免許・資格を取得するために必要な科目となっている。また令和2(2020)年度から導入された「キャリア教育」や「アカデミックスキルズ」等は初年次教育から、実際の就職先に必要な知識や技能の基礎を学ぶ科目となっている。特に現場での経験の長い本学卒業生を講師して招聘して話を聞く「キャリア教育」では、具体的に就職先で求められる能力の必要性について、身近な先輩から指導を受けられるため専門教育の目標が明確に関連づけられている。

本学教育目標では教養教育は(1)責任ある社会人として必要な教養と広い視野、(3)持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する、と関連づけている。本学の教養教育は、専門教育の基礎的なスキルを身に付けるための必要な教養としての「日本語教育」や「英会話」、「情報機器演習」、「基礎音楽」である。同時に単に科目内で知識の修得を目指すのではなく、科目間での横断や修得した知識を組み合わせしていくという文部科学省の「アクティブラーニング」の定義による「1. 学びを人生や社会に生かそうとする、学びに向かう力・人間性等の涵養。(涵養: 無理をせずゆっくりと養うこと。) 2. 生きて働く知識・技能の習得。 3. 未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」に求められる、広い視野を養うキャリア教育という視点が重要である。将来保育者となる人材の資質の育成を行うとともに、持続可能な社会の実現に向けて、選択科目を多く設定し、「主体的・対話的で深い学び」の基礎を意識づける科目構成となっている。

## (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育の効果は、科目の評価として学則第5章第23条に則り行っている。この際、シラバスに記載された学習成果である『知識』、『技能』、『態度(ジェネリック・スキル/社会人基礎力)』、『実践力』を評価項目として割合を事前に記載し、測定している。

シラバスに学習成果を盛り込むことで、授業方法についても各授業担当者が、アクティブラーニングを意識するようになっている。教養教育においては、単に各科目の知識の修得のみを目指すのではなく、知り得た知識を互いに結び付け、さらに専門科目に統合し、協働して実際の社会で活用できるかが、各科目に問われていることを意識づけている。

また、令和3(2021)年度より『カルテ・ポートフォリオ』の『知識』についてのルーブリック評価表にて測定することとした。単に知識の理解だけではなく、社会や実習での実践的な活用を前提に理解度を測り、今後の課題を明確にできるようにしている。この『知識』のルーブリック評価表は、素点や「GP(A)」で表される結果としての評価に止めるのではなく、「主体的で、対話的で深い学び」の道筋を提示し、学生個々の理解度を測定できる体制を構築している。改善については、「授業アンケート」、「学生アンケート」、実習先の評価等を用いて査定し、「自己点検評価委員会」にて報告され

る。「シラバス検討委員会」では単位取得状況と「授業アンケート」結果が報告され、学生の評価等が、非常勤講師も含む全教員が把握できるようになっている。このように、本学では学校教育法の改正に係る答申等を踏まえ、教養教育の効果を測定、評価する教育課程の改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### ＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

**(1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。**

本学の学生は、保育関係に就職する者がほとんどである。保育者養成校として、厚生労働省の指定、文部科学省の認定を受けており、教育全体が職業教育となる。建学の精神にある、「実学を通して創造力および人間味豊かな専門性ある人材の養成」を2年間の短大生活の中で、実習の事前事後指導を始め、シラバス検討委員会などで各教科と連携し専門教育の充実を図るとともに、社会人としての基礎を育てている。

また年度当初のオリエンテーションにて「就職ガイドブック」を2年生に配布し、グループ担当指導を通して、『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』などのルーブリック評価表を活用したジェネリック・スキルの向上に取り組んでいる。令和3(2021)年度より、今まで行ってきた園長先生や卒業生の講演会を「キャリア教育」として開講し、現場で求める保育者について認識を深め、勤労観や職業観の形成を図っている。就職担当の教員組織としては、「帝京学園短期大学 キャリアサポート委員会規約」に則り、担当の教員が学生の指導にあたっている。キャリアサポート委員は、進路相談は勿論のこと求人票の発送・管理、学生への情報提供、応募における手続きの指導や履歴書などの添削、面接指導も行っている。キャリアサポート室では、求人票の閲覧が可能であり、就職に関する掲示を行っている。学生は自由に情報を閲覧することができる。また、採用試験用の参考書等は図書館に置かれ、貸し出しも行っている。教授会等を通して学内全体で就職状況を把握し、支援に関して情報交換も行っている。このように学科の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の充実体制を整えている。

**(2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。**

職業教育の効果については、「卒業生アンケート調査」を行い、その結果を学内で共有し、教育課程にも反映している。「就職先アンケート調査」は令和2(2020)年3月に実施し、集計を令和3年(2021年)に行ったが、それ以降は調査していない。しかし毎

年6月から8月にかけて、就職担当教員が就職先を訪問し、直接園長先生や卒業生から話を聞いている。令和3(2021)年度も、コロナの感染状況を見ながら全就職先を訪問した。その結果、1園から文章をもう少し書けると良いと言われたが、どの卒業生も指導には素直に従い勤務していた。文章に関しては、例年実習先からも指摘があり、多くの教科で、課題を課し、添削してもらうよう各教科間で連携を取っている。コロナ感染防止のため、卒業生全員に会うことはできなかったが、各園の園長からは、短大で学んだことを基に先輩保育者の指導を素直に受けながら勤務しているとして、特に大きな問題となるような指摘は受けなかった。このように本学では、職業教育においてもその効果を調査・評価し、改善に取り組んでいる。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

**<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>**

**(1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。**

本学は、建学の精神と教育目標に基づいて、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）とともに、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）を定め、適切に入学者を受け入れるようにしている。本学においては、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）に基づいて実施された各種入学試験の結果を、学生が入学時に有する学ぶ力と捉えている。

その基盤の上に教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）に沿って編成された教育課程の履修のもと、専門性の『知識・技能』、ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』、『実践力』を学生が確実に身に付け達成することを期待されているものを、学習成果であるとしている。つまり学習成果の内容は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）と教育課程の編成、実施の方針（カリキュラムポリシー）に基づいて示されており、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は学習成果に対応している。

**(2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。**

受験生に、より分かりやすく「入学受入れの方針(「アドミッションポリシー」)」を理解してもらうため、具体的に3の方針を3本の柱として明示している。1つ目が「保育の分野に関心があるもの」、2つ目が「保育の専門職として必要な知識や技術を学ぼうとするもの」、そして3つ目が「向上心のあるもの」とした。また、できればインターンシップや職業体験で、幼稚園や保育所等における体験学習を経験していることが望ましいとした。これらのことは、学校案内の学生募集要項に記載している。また本学のホームページにも記載し、オープンキャンパス・会場説明会・高校内説明会等でも、詳しく説明し、本学がどのような入学受入れを望んでいるのか理解した上で受験するよう促している。

高校から提出される調査書を入学前の学習成果として合否の判定に用いることを学生募集要項に記載している。また、面接時には評定平均値を参考に不得意科目等を中心に聞き取り、入学前の学習成果として、把握するようにしている。

**(3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。**

アドミッションポリシーは、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示す内容になっている。具体的には、入学希望者に求める力を学力の3要素で明確に示し、高校・本人から提出される書類および当日の試験を入学前の学習成果として合否の判定に用いることを学生募集要項に記載している。また、面接時には評定平均値を参考に不得意科目等も聞き取り、入学前の学習成果として把握するようにしている。

**(4) 入学選抜の方法は、入学受入れの方針に対応している。**

入学選抜として総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の3つの選考を実施しており、選抜方法ごとに、入学受入れの方針と学力の3要素(学習成果)の重視度を学生募集要項に表示している。

**(5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。**

高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を明確に設定して、公正かつ適正に実施している。選抜試験毎に選考基準を明確に設定している。

**(6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。**

授業料その他入学に必要な経費については、学校案内、学生募集要項やホームページの情報公開ページ等に明示している。また、オープンキャンパスや個別相談会、高校内外の説明会においても丁寧に説明をしている。

**(7) アドミッション・オフィス等を整備している。**

本学におけるアドミッション・オフィスは「入学試験委員会」であり、委員会は、学長、副学長、事務長、入試広報担当で構成している。毎年翌年の入試に向け、入学試験委員会を兼ねた教授会、大学評価委員会にて審議した後に入試に関して公表し、実施している。

#### (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

受験者からの問い合わせに対する対応は、主に入試広報担当教職員が、学生募集要項、大学案内などの資料をもとに説明を行っているが、問い合わせの内容によっては、それ以外の事務職員や専任教員が行うなど、複数名で対応できる体制となっている。また、電話やメールでの問い合わせにも随時対応している。入試に関しては、願書受付や結果通知などは事務職員が行い、試験前日の準備、当日の運営、判定資料作成等は、入試広報担当教職員で行っている。受験生確定後は、試験当日に向けて「入学試験実施要項」を作成して全教職員に配付するなど、当日のスケジュールと役割について各自が確認できる体制を整えている。

#### (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

本学では、専任教員が高等学校を訪問した際に提供された情報や要望、または意見を聴取して主任会や拡大教授会等にて情報の共有に活用している。また、毎年6月上旬に帝京科学大学、帝京福祉専門学校と共同開催している高等学校関係者を対象とした「帝京第三高等学校合同説明会」においては、高校教員や塾講師から直接の聞き取りを行うなど、高等学校をはじめとした多くの教育関係者との意見交換の場を設け、教育の質の向上に努めている。

#### [区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

##### (1) 学習成果に具体性がある。

本学の学習成果は、1.『知識、技能』、2.『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』3.『実践力』である。

1. 専門性には『知識、技能』の能力の修得が求められる。
2. ジェネリック・スキルでは社会人・保育者としての資質に関わる『態度・社会人基礎力』の能力の修得が求められる。
3. 実践力としては、1.『知識、技能』と2.『態度・社会人基礎力』の能力を統合し、主体的で対話的な学習態度に加え、思考力や表現力などの育成を通じた深い学びにより修得した『実践力』が求められる。

本学の学習成果は、まず将来保育者となるための豊かな人間性を育む教養教育を基に、基礎的で専門的な『知識・技能』の内容が、1. 専門性としてカリキュラムに設定される。学生は、カリキュラムで卒業要件必修や幼稚園免許状や保育士資格取得に係る開設科目を履修し、基礎的な知識や技能を修得することができる。

また、同時に保育現場で求められる保育者としての資質である一主体的に学習に取り組む態度など一的能力を2.『ジェネリック・スキル/態度・社会人基礎力』として定め、社会人として保育者として必要な資質を身に付ける。そして実際に修得した知識や技能、態度や社会人基礎力を用いたアクティブラーニングや実習などを通して3.『実践力』を修得することができる。実践力は保育者として、また社会の担い手として様々な課題を分析し、思考し、協働して課題を解決していく能力である。

資料「構造化」(前述)では、1.専門性『知識・技能』、2.ジェネリック・スキル『態度・社会人基礎力』(資料にはジェネリック・スキルと表記)、3.『実践力』が本学で開講する全ての科目にコンピテンシーとして含まれていることを示している。

この『知識・技能』、『ジェネリック・スキル/態度・社会人基礎力』、『実践力』は、それぞれ具体的な指標に基づきルーブリック評価表に表せられる。また本学の学習成果は、実習評価表の観点と共通しており、最終的には実習評価と比較することで、保育現場で必要とされる能力の具体的な指標となっている。

## (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

上述のように、本学で開講する全ての科目に学習成果が、コンピテンシーとして含まれていることから、本学で履修した科目は2年間の学修期間での時間割で表される。そのため、学習成果は一定期間内で修得可能である。

## (3) 学習成果は測定可能である。

本学のカリキュラムは、まず大きく教養課程、専門教育課程に分かれている。そして専門教育課程は講義系科目、演習系科目、実技・実習系科目に分かれて開設されている。

専門教育科目の演習、実技系科目は授業内で技能を修得し、発表する。その授業内容は、比較的容易に上記の3つのコンピテンシーが含まれていることをイメージしやすい。例えば〈美術表現〉では、『知識』としての絵の材料や描き方を知り、『技能』として実際に水彩絵の具で絵を描いてみる。『態度』としては、頑張って時間をかけて絵を描き、それを展示し意見交換することが『実践力』となる。

ここでは学内の授業で開設されている教養科目としての講義系科目と演習系科目で、3つのコンピテンシーが、どう含まれるかがイメージしにくい科目と、専門科目としての演習系、実技系の別の科目を例として挙げる。

例えば一見知識重視の教養科目の講義科目である〈日本国憲法〉の授業を例にとってみる。まず『知識』として、学生は、憲法の前文や7条や9条などについて理解する。また憲法が教育法令の基礎になっていることも理解する。次に『態度』については、学生は真面目に授業を聞いて内容を理解する。ここで理解した内容を、学生は日本国憲法で学んだことを実生活と結びつけるなどして学習し、その結果を『技能』としてパワーポイント等を活用することにより学修を深める。最後に学生は、クラス内で、発表して意見交換する。これが『実践力』となる。そして、ここまでが定期試験で測定できる能力であり、この時、学習成果の3つのコンピテンシーは的確に科目に反映されている。

文部科学省は、単に知識や技能を修得するだけでなく、修得した知識や技能を用いて課題解決ができる創造的な人材を養う学びをアクティブラーニングと呼び、導入を推奨し

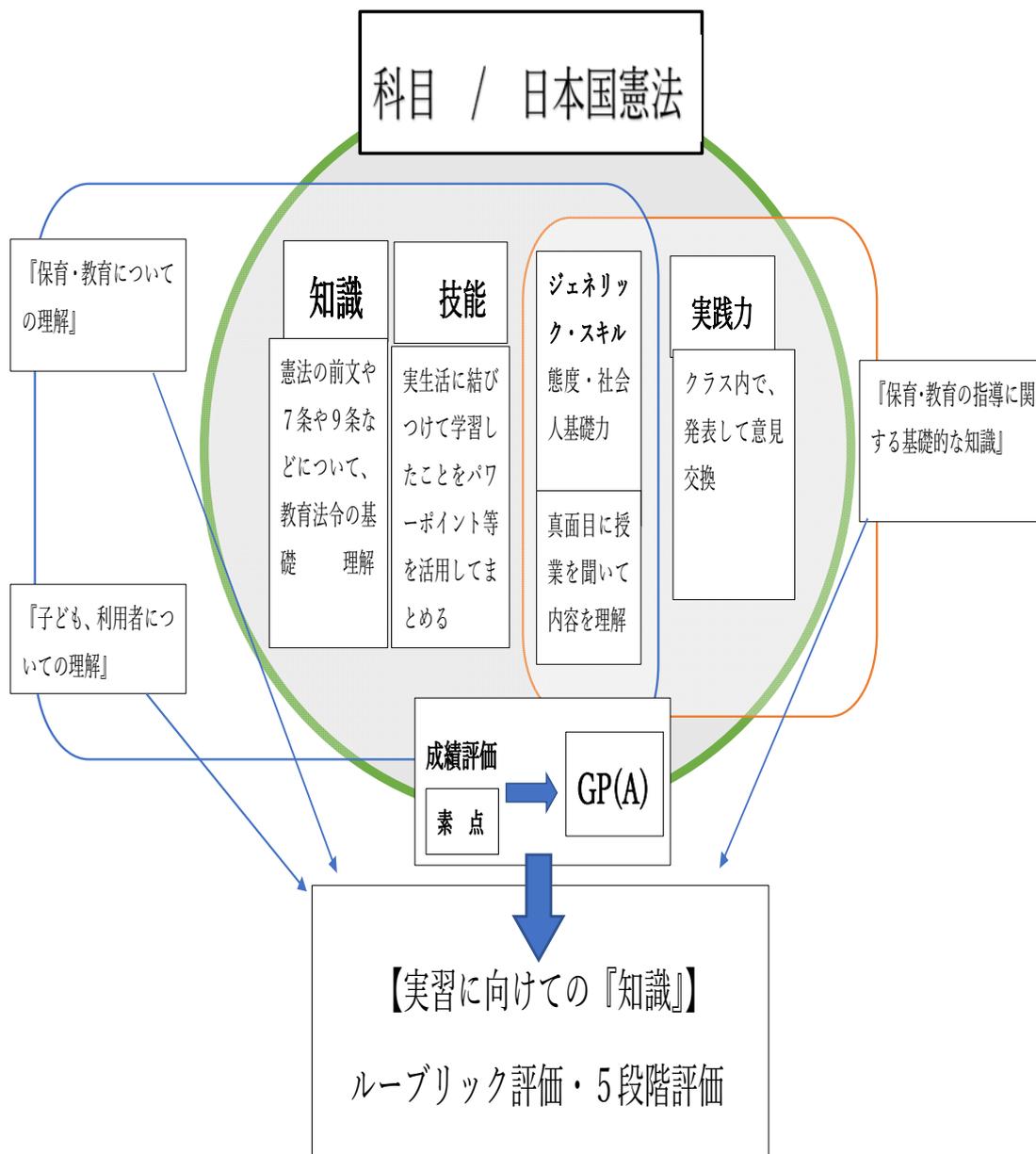
ている。本学では講義系科目であっても、単に一方的に教員が知識や技術を講義するのではなく、学習者の能動的な参加を取り入れた授業、学習方法を積極的にシラバスに取り入れるようにしている。

次に、やはり教養科目で演習系の〈英語〉を例にとってみると、学生は、『知識』として英語の文法や単語の綴り、慣用句を理解する。また英語を通して、外国の文化や他の国の考え方を知る。『態度』としては、学生は平常点として真面目に授業に取り組み、『技能』としては、学生は記述し、発話することができるようになる。最後に『実践力』として、学生は、英語で書かれた文章を理解し、楽しく仲間や先生と実際に声を出して会話することができる。これらを総合した得点が定期試験で測定される。また、専門教育科目の実技・実習系科目である〈音楽表現〉では、学生は音楽の基礎的な『知識』を基に、音楽領域と保育者養成の関連性を理解する。『技能』としては、ピアノを弾く能力を身に付ける。次に学生は真面目な態度で、練習を一生懸命し、最後に『実践力』として実際に課題曲を、クラスの仲間の前で弾けるようになる。これが定期試験等で評価され、成績が測定される。

これ以外の本学で開講する専門科目の講義系や演習系、実技系の科目についても同様な考え方で、本学の開講する全ての科目はその3つのコンピテンシーの『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』の合計得点が、授業時と各期の終わりに行われる試験の結果（素点）として測定される。そしてこれはGP(A)に変換することができる。

しかし、本学においては学習成果を**定点的な測定結果**として捉えるだけではなく、「これまでに獲得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」と考えている。新学習指導要領等においては「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられていることを重視し、上述の基礎的な能力を、学外の関係者と連携して、課題を解決するために工夫していく能力の育成が重要である。従って本学は、GP(A)の定点評価では十分ではないと判断した。学生が修得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を、実習（や社会）で実際に生かす力、即ち、『実習（社会）に向けての3.実践力』を育成することが、建学の精神に掲げる『実学』に繋がる。

本学の学習成果には、実習（社会）で、自主的に課題を見出し、周囲の他者とコミュニケーションをとりながら、課題解決のための見通しをもって計画を立て、協働しながら、責任感をもってその過程や結果を表現していく力が求められる。そのためには、保育現場やボランティア活動や地域活動の中で、仲間やさまざまな人達の意見に耳を傾け、素直に話を聞き、分析をして、思考する「主体的で対話的で深い学び」としての【実習（社会）に向けての『知識・技能』】、【実習（社会）に向けての『態度・社会人基礎力』】、【実習（社会）に向けて統合された『実践力』】の能力が必要である。ここで言う【実習（社会）に向けて】の能力とは、文部科学省が新学習指導要領の中で言う「見方、考え方」とほぼ同義であり「**深い学び**」を**獲得する道筋**を示すものである。（※なお、本学は保育者養成の単科の短期大学であるため、ここで言う社会は、主に実習や保育現場を指すものとする。実習に不合格、または進路変更の場合は、ボランティア活動や実践的な選択科目を対象にして考えていく）



しかし、この道筋を単純な数値で表すのはなかなか困難である。従って本学はこの過程を、ルーブリック評価として設定し、新たに整理して【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、それぞれに道筋を立て、その到達度を5段階評価によって測定できるようにした。

【実習に向けての『知識』】は、各科目の知識の修得にとどまらず、実習（社会）で活用できる能力を各教科で共通に意識づけるルーブリックとなっている。講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』に分類し、演習

系、実技系科目は『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分類される。どの科目群の理解度がどの段階にあるか、高いか、あるいは低いかを GP(A)の数値を用いて測定する。

また【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】は、自主性や責任感を持って取り組み、周囲の他者の意見を素直に聞き入れ、様々な社会の人々と協働できる能力や、ストレスに対応できる能力を実習や社会で活用できる能力として**意識**づけている。保育者として、社会人として身に付けるべき内容を**道筋**として表し、自分がどの段階にあり、**課題や見通し**が何であるか理解できるようにしている。

最後に、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は、従来『技能』を活かした『実践力』が領域として接近していることより、専門性の『技能』と『実践力』を統合し、保育現場で創造的な表現ができるよう、**実習での実践へと導く評価段階**を設定している。

これらのルーブリック評価は、各学期終了後、成績結果を学生に伝え面談する際に、学生と教員が相互に記載し、その乖離を考えることで、学生の課題を見出そうとするものである。また、実習評価そのものについても、本学の中心的な実践学習であることから、実習評価表に合わせて具体的で、詳細なルーブリック評価を行っている。実習終了後、教員は実習結果を面談時に伝える際に、学生の課題を見出すために使用している。上記の【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は相互に関連し合い、実習評価の詳細なルーブリックに集約されている。

以下は、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けての『知識』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】のルーブリック評価表である。

# ジェネリック/態度 ルーブリック評価表

資料7ルーブリック評価図

項目	1	2	3	4	5	自己評価(該当するものに○)	教員評価(該当するものに○)	課題特記事項	
	挨拶・明朗さ・礼儀・服装	挨拶ができる	明るく挨拶ができ、適切な言葉で対応できる	明るく挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装などが学生らしい	明るく元気に挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装などが学生らしい。礼儀をわきまえている。	明るく元気に挨拶ができ、適切な言葉で対応し、服装なども学生らしく、礼儀をわきまえて行動できる	1 2 3 4 5		1 2 3 4 5
素直さ・協調性	素直である	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾けることができる	素直に他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得られる。	素直に他者の意見やアドバイスを耳を傾け、理解や協力を得られて課題に取り組むことができる	素直に他者の意見やアドバイスに耳を傾け、課題を見出して話し合い、理解や協力を得られて課題に取り組むことができる	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
意欲・積極性・責任感	積極性がある	積極的に自らの役割を見つけ活動することができる	率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割を期限内に取り組むことができる	率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割を期限内にこなしながら活動に取り組むことができる	率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割を期限内に責任感を持って取り組み、課題を終えることができる	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
協働性の理解	聞いたことを忘れずに、他者に伝えられる	聞いたことを忘れずに他者に連絡し、わからないことを相談できる。	聞いたことを忘れずに、誤りがなく他者に連絡し、わからないことを相談しながら活動ができる	集団において他者に正確に報告、連絡し、不明な点は相談ができ、協働性を理解している	集団において他者と正確な報告、連絡、相談ができ、協働性を理解して、チームワークで課題に取り組むことができる	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
						計 (0~5) の平均イメージ	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	

※1自己評価は、期末に学生自ら記入。評価が1または5の時に教員と特記事項記入

※2評価ランク・基準  
 5：期待される能力・行動の発揮度が抜群であり、模範となる（発揮度100%）  
 4：期待される能力・行動がほとんど申し分なく発揮されていた（発揮度80%程度）  
 3：期待される能力・行動がおおむね発揮されていて問題がなかった（発揮度60～70%）  
 2：期待される能力・行動が部分的にしか発揮されず、やや問題があった（発揮度30～50%程度）  
 1：期待される能力・行動が全く発揮されず大いに問題があった（発揮度30%未満）

※3教員は期末面接時に教員評価を記入

評価方法	評価者	1年前期	1年後期	1年全体	2年前期	2年後期
ルーブリック（態度）	学生自身					
	教員					

		ジェネリック/社会人基礎力 評価表							
		項目	定義	内容	ガイドライン	自己評価(該当するものに○)	教員評価(該当するものに○)	課題特記事項	
前	に進み出す力	主体性	物事に進んで取り組む力	指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。	自分で考えて活動を進められる 「できません」と言わずに取り組める 自分から進んで動ける	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		働きかけ力	他人に働きかけ巻き込む力	「やろうじゃないか」と呼びかけ、目的に向かって周囲の人々を動かす。	積極的にクラス活動に従事できる。 まわりと助け合って取り組める。 確認や質問をしながら活動を行える。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		実行力	目的を設定し確実に行動する力	言われたことをやるだけでなく、自ら目標を設定し、失敗を恐れず行動に移し、粘り強く取り組む。	自分の意見を提案できる。 自立的に活動に取り組める。 目的をよく考えて行動したか目上の人に敬語で話せる。 素直に指示を聞くことができる。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		前に進み出す力 小計(平均イメージ)					1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	
社会人基礎力(社会人として必要な資質)	考え抜く力	課題発見力	現状を分析し目的や課題を明らかにする力	目標に向かって、自ら「ここに問題があり、解決が必要だ」と提案する	必要な情報と必要ではない情報をきちんと区別できたか。 プロセスを自ら考え、実行できるようになったか。 確認や見直しを行い、ケアレスミスを未然に防いでいるか。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		計画力	課題の解決に向けたプロセスを明らかにし、準備する力	課題の解決に向けた複数のプロセスを明確にし、「その中で最善のものは何か」を検討し準備する	問題点を整理して行動できる。 重要となるポイントを優先して行動できる。 事前に計画を立てて、期限内に完成できる。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		創造力	新しい価値を生み出す力	既存の発想にとらわれず、課題に対して新しい解決方法を探る	課題の目的に沿って、創造的に作品を制作しようとするができる。 参考文献や関連する資料から新しい成果物を作成できる。 比較や分析だけでなく、自分の考えを交えて成果物を作成できる。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		
		考え抜く力 小計(平均イメージ)					1 2 3 4 5	1 2 3 4 5	
チームで働く力	発話力	自分の意見をわかりやすく伝える力	自分の意見をわかりやすく整理した上で、相手に理解してもらえらるよう的確に伝える	発表時において、論点を整理してわかりやすい説明ができる。 必要な情報を伝えられる。 報告・連絡・相談をする習慣を身に付けられた。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	傾聴力	相手の意見を丁寧に聞く力	相手の話しやすい環境を作り、適切なタイミングで質問するなど相手の意見を引き出す。	ほかの人から必要な情報を引き出せるようになった。 相手が言いたいことをしっかり把握できるようになった。 自分と異なる意見をよく聞くことができるようになった。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	柔軟性	意見の違いや立場の違いを理解する力	自分のルールややり方に固執するのではなく、相手の意見や立場を尊重し理解する	相手の立場に立って考えられるようになった。 状況に応じてさまざまな異なる方法で対応できるようになった。 異なる文化の思考方法、習慣の違いなどに対応できるようになった。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	状況把握力	自分と周囲の人々や物事との関係性を理解する力	チームで仕事をすると、自分がどのような役割を果たすべきかを理解する	自分の役割を十分理解して取り組めるようになった。 自分の良さを把握し、自分の役割分を理解している。 他の人の良さを引き出し、チーム全体を考え行動できた。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	規律性	社会のルールや人との約束を守る力	状況に応じて、社会のルールに則って自らの発言や行動を適切に律する	授業や活動時間の使い方の自己管理ができるようになった。 宿題の提出など、決められた期限を守った。 社会的なルール、マナーを守って行動できた。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	ストレスコントロール	ストレスの発生源に対応する力	ストレスを感じることもあっても、成長の機会だとポジティブに捉えて順の力を抜いて対応する	大変な時、仲間との協力などにより、乗り越えようとした。 疲れている時や、気持ちが沈んでいる時でも、前向きに授業に望んだ。 自分で感情をコントロールできた。	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5			
	チームで働く力 小計(平均イメージ)					1 2 3 4 5	1 2 3 4 5		

※1自己評価は、期末に学生自ら記入。評価が1または5の時に教員と特記事項記入

※2評価ランク・基準 5:期待される能力・行動の発揮度が抜群であり、模範となる(発揮度100%) 4:期待される能力・行動がほとんど申し分なく発揮されていた(発揮度80%程度)  
3:期待される能力・行動がおおむね発揮されていて問題がなかった(発揮度60~70%) 2:期待される能力・行動が部分的にしか発揮されず、やや問題があった(発揮度30~50%程度)  
1:期待される能力・行動が全く発揮されず大いに問題があった(発揮度30%未満)

※3教員は期末面接時に教員評価を記入

専門性/知識 ルーブリック評価表

観点	項目	1	2	3	4	5	該当する専門開設科目
専門的知識 (専門科目/基礎、内容・方法(一部))	A 保育・教育についての理解	専門的な知識が法令や教育要領(指針等)に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領(指針等)に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領(指針等)に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領(指針等)に基づいているか理解している	専門的な知識が法令や教育要領(指針等)に基づいているか理解している	教育学概論、保育者論、保育原理Ⅰ、子ども家庭福祉、子ども家庭支援論、社会福祉、社会的養護Ⅰ、社会的養護Ⅱ、保育原理Ⅱ、子育て支援
	B 子ども、利用者についての理解	子どもの心理的、身体的発達過程や利用者の特性を理解して健康や安全に配慮できる		子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	子どもの発達過程や利用者に対して健康、安全に配慮できる	発達心理学Ⅰ、子ども家庭支援の心理学、特別支援教育論、子どもの理解と援助、教育相談、特別支援教育論、子どもの保健、子どもの食と栄養、子ども家庭福祉、教育の方法と技術、教育相談、保育原理Ⅱ、発達心理学Ⅱ
	C 保育・教育の指導に関する基礎的な知識	1日の流れを理解し、子どもや利用者とかかわる記録方法を知っている			1日の流れを理解し、子どもや利用者とかかわる記録方法を知っている	1日の流れを理解し、子どもや利用者とかかわる記録方法を知っている	子どもと健康、子どもと人間関係、子どもと環境、子どもと言葉、子どもと表現、保育内容演習(健康、人間関係、環境、言葉、表現Ⅰ、表現Ⅱ、保育内容総論)、教育課程・保育の計画と評価

評価方法・対象	授業種別	評価時期				
		1年前期	1年後期	1年全体	2年前期	2年後期
科目群別(知識) ルーブリック	A(保育・教育についての理解)					
	B(子ども、利用者についての理解)					
	C(保育・教育の指導に関する基礎的な知識)					

専門性/技能・実践力 ルーブリック評価表						
観点	項目	1	2	3	4	5
技能・実践力	法令に基づいた該当する技能に関する作り方の知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方を知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方の知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方の知っている	法令に基づいた該当する技能に関する作り方の知っている
	責任感を持って製作し、期限までに完成することができる		責任感を持って製作し、期限までに完成することができる	責任感を持って製作し、期限までに完成することができる	責任感を持って製作し、期限までに完成することができる	責任感を持って製作し、期限までに完成することができる
	他者との協力			制作過程で発見や仲間との協力ができる	制作過程で発見や仲間との協力ができる	制作過程で発見や仲間との協力ができる
	発表の対象者(子どもなど)の発達過程や環境に配慮し工夫して作品を作ったり、演じたりすることができる				発表の対象者(子どもなど)の発達過程や環境に配慮し工夫して作品を作ったり、演じたりすることができる	発表の対象者(子どもなど)の発達過程や環境に配慮し工夫して作品を作ったり、演じたりすることができる
	振り返り・学びへの探求心					発表後に振り返り、課題を見出し、より良い発表について考えることができる

教科目(技能・実践)	評価方法	評価者	ポートフォリオ(6の選択)						
			大型紙芝居	エプロンシアター	パネルシアター	ピアノ(楽楽歌)	絵本(読み聞かせ)	ストーリーテリング	ボランティア活動・選択科目
専攻ルーブリック(技能)		学生自身							
		教員							

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

**GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。**

本学では、「帝京学園短期大学 大学評価委員会規程」の第2条（自己点検・評価項目）の中で、(4) 教育目標の達成度と教育の効果に関する事項を定めている。各種の量的な指標は、図として表され「大学評価委員会」で話し合われる。

本学ではすべての開設科目の素点の合計から個人の GPA 分布を2年間の卒業時に図として表している。同様に学位取得率についても、2年間を通して卒業時に算出している。学位取得率は、年度末の卒業認定・学位授与を審議する「進級・卒業判定会議」に提示され、卒業の基準となっている。また、実習派遣の際にも参考とされる。

また資格については、本学は保育者養成校であるので、幼稚園教諭2種免許状の取得率、保育士資格の取得率を卒業時に算出している。年度ごとの推移を確認しながら実習指導の参考にしている。実習では、実習評価表をループリック評価として実習後に各観点を自己採点し、事後アンケートを行っている。それを客観的な実際の実習評価と比較させ、事後指導に役立てている。

ポートフォリオについては、本学では『カルテ・ポートフォリオ』として上記ループリック評価の内容を作成している。ループリック評価は、履修した科目の成績として測定される。測定された素点は、GP(A)に変換される。教養教育を基礎とした専門的な知識・技能科目（講義・演習系科目）では、『知識・技能』の理解度を、『保育・教育についての理解』、『子ども・利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分けている。その理解度は授業時及び定期試験で測定し、各科目群はそれぞれの理解度を学期末ごとに5段階のGP(A)の平均値として領域ごとの理解度を測っている。自己の能力の中で達成度の高い能力や習熟度が低い能力が、把握できる。

また、学生が身に付けた保育技術については、学習成果として限定公開の YouTube に記録される。『カルテ・ポートフォリオ』では、『技能・実践力』として絵本の読み聞かせ、大型紙芝居、エプロンシアター、パネルシアター、手遊び、ピアノ（弾き歌い）等の中から6種を製作し、演じている。学生はインターネット環境があるところでは、いつでも再生し、学生相互に発表を見ることができる。この他、個々の学生の指導計画案、それをもとにした授業時間内の模擬授業の内容等を実習前に共有できる。

(2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

本学では、全教科目について前期及び後期の全開講時数終了後に、学生による「授業アンケート」を実施している。「授業アンケート」は、「①授業の目的は大部分理解することはできましたか」、「②この授業で新しい知識は得られましたか」、「③板書やパワーポイント、資料配布は、丁寧でわかりやすかったですか」、「④授業方法や内容に工夫は感じられましたか」の4項目からなる教員への評価と、シラバスに記載された各授業の到達目標の1～3までの学生の達成度を問うNo.1と、学生が自由に授業についての意見を記入するNo.2から構成されている。本アンケートを定期的実施することで、学生自身の授業への取り組み姿勢を踏まえながら、各授業に対する学生自身の満足度を確認する機会となっている。また担当教員は学生アンケートの回答を参考に、P/1.計画（授業の計画・到達目標）、D/2.実践（授業の進め方・工夫点）、C/3.評価（授業アンケート結果）、A/4.方向性（今後の課題・改善方法等）をPDCAサイクルを使って授業結果を振り返り、次年度の授業改善に活かすこととしている。評価結果は、集計した上で各担当教員へフィードバックしている。

さらに、担当教員のコメントは、前期・後期（通年科目）の「授業についてのアンケート」として取りまとめ、年に2回開催される「シラバス検討委員会」に資料として提示され、次回以降のカリキュラムや各授業に反映させる仕組みになっている。

また「学修状況調査」を用いて学生の生活や修学状況、満足度に関する評価を行っている。在籍率については、常に教授会等で把握している。本学を志望した学生に対しては入学当初に「入学時アンケート」を実施し、本学が第一志望であったか、他に志望する学科についても特に年度初めのアンケート調査により把握するように努め、学生指導に活用している。

卒業生や就職先への調査については、就職担当が中心となって調査を行って、集計結果を教員に周知し、今後の教育活動に活かしている。

### (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

短期大学基準協会は、学習成果を「(学習成果がデータとして測定可能になった場合)その学習成果を短期大学自身の基準によって判定することを査定(アセスメント)とする」と定義している。また査定を「この査定の中で学習成果が獲得されたこと、あるいは向上していることを測定結果として示すことが学習成果の可視化」と定義している。

また短期大学基準協会は、「量的データとは定量的なデータ、つまり数値データであり、例えば単位の認定状況（学期・学年ごとの成績評価）や2年間の学習成果に基づく学位授与と卒業認定状況等（GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、ルーブリック分布等。）」と定めている。

これについて本学は、量的なデータについては履修した科目の素点を、GP(A)に変換している。また『知識（成績）』の評価（基礎科目の修得状況、専門科目の修得状況、実践科目の修得状況）を、GP(A)にて測定している。さらに前述の通りルーブリック評価表にて数値化し、学生の自己評価を行っている。本学では上述のように『カルテ・ポートフォリオ』として上記ルーブリック評価を用いて、量的なデ

一タとして評価している。進級・卒業時には単位取得率として、学則に定められた履修科目の取得単位数や成績のGPAを確認して、進級や卒業の際の資料としている。年度末に、「進級・卒業判定会議」並びに実習派遣の可否会議などで話し合われる。そして最終的には就職率として、卒業生の就職状況を数値化し、本学教育の成果としている。

また保育技術の評価として、前記『技能・実践力ルーブリック評価表』にてピアノの弾き歌い、絵本の読み聞かせ、手遊び等を対象に5段階の自己評価と教員の評価を行っている。また、『ジェネリック・スキル（態度）』を5段階で行うとともに、『ジェネリック・スキル（社会人基礎力）』を5段階の自己評価と教員の評価で行っている。

また短期大学基準協会は、「質的データとは定性的データであり、短期大学が定義し学内外に表明した学習成果の事柄についての学生自身や第三者による主観的な意見等（数値化できないもの）であり、学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への聞き取り調査での意見等（学生の業績の集積（ポートフォリオ）、在学生の授業アンケートでの意見や卒業生又は卒業生の進路・就職先の人事関係者による評価（意見）等。）」と定めている。さらに、「学期を経て学生が「成長した度合い」について統計データを用いて測るような評価、例えば、本協会が実施している「短期大学生調査」の分析結果から得られる情報も、学習成果の評価として有効な方法」と解説している。

これらを踏まえ、本学では下記の活動を行っている。

#### □各種アンケート調査

1.授業アンケート・・・1, 2年生対象。前・後期授業終了後シラバスをもとに授業内容の確認と、学生の授業に対する意見聴取を行っている。教員はPDCAサイクルを用いて学生の意見をもとに内容の改善を図っている。その結果は学期末の専任教員と非常勤講師とによる「シラバス検討委員会」にて話し合われる。

2.実習後アンケート・・・本学では実習終了後、学生に対して実習の課題や事前事後指導に関する調査を行っている。このアンケートは、実習評価表の観点で調査され、実習終了後に実習園から報告された実習評価と比較することができる。

3.学生生活アンケート・・・毎年1, 2年生に対して年度末に学生生活を送る上で、施設や教職員に対する感想を調査している。

4.卒業生アンケート・・・卒業した学生に対し、就職した保育所や幼稚園で必要とされる資質や能力について担当教員が訪問して調査している。

5.就職先アンケート・・・卒業生が就職した保育所や幼稚園の園長などに本学在学時により学習すべき内容について、担当教員が訪問して調査している。

6.高校生アンケート・・・高校を卒業し、本学に入学した学生に対して本学を選択した理由など調査している。

#### 7.外部アンケート

(ア) 短期大学基準協会アンケート・・・在學生に対し、学習時間や学校に対する意識調査をしている。全国規模での調査であるため、客観的な調査結果が期待できる。在學生、卒業生を対象にして調査を行っている。

(イ) 進研アドアンケート・・・高校を卒業し、本学に入学予定の学生に対して入学

前課題に取り組みながら定期的に回答を求め、入学後の各学生へのサポートの材料として活用するとともに、全国的平均と入学生の基礎学力を数値で比較している。また本学を選択した理由などを調査している。その他入学前の不安や悩みやなどについても全国的な傾向と比較しながら調査している。

なお、学習成果の公表に関しては在籍率、卒業率、就職率などを本学ホームページにて公表している。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

##### (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

卒業生の進路先からの評価の聴取は、平成 30 (2018) 年度卒業生 (令和元 (2019) 年度就職) の就職先を対象に、1 年間採用して本学卒業生の勤務状況や評価される点、課題となる点、就職する前に指導して欲しい点について、アンケート調査を行った。また同時に、平成 30 (2018) 年度から平成 26 (2014) 年度の間就職先・実習先にも同様なアンケート調査を行った。

また毎年 6 月前後に就職先を訪問し、直接園長先生や卒業生から話を聞いている。今年度も、コロナの感染状況を見ながら全就職先を訪問し、卒業生の評価を聴取した。

##### (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

これらの結果は、学内全体で共有し、授業改善や『ジェネリック・スキル』指導に活かされ、学習成果の点検に活用している。

就職先から聴取したアンケートの結果は、教員全体で検討し、本学の学生指導の中で不足と思われる点を改善するよう努力している。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

特になし

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

### <根拠資料>

資料・・・本学のカリキュラム図

資料・・・授業アンケート結果 2019～2021

資料・・・GPA(A)の算出方

資料・・・GPA分布図

資料・・・オリエンテーション日程

資料・・・シラバス「アカデミックスキルズ」 p 39-40

資料・・・2021補修授業日程

資料・・・家賃補助規定

資料・・・家賃補助実施状況

資料・・・2021年度 友達月間資料

資料・・・2021年度 学生生活アンケート結果

資料・・・「外国人留学生規程」「私費留学生授業料減免規程」

資料・・・「学業支援給奨学金」「学業奨励給付奨学金」資料

資料・・・奨学金給付実績

資料・・・本学平面図

資料・・・『知識・技能』について『保育・教育についての理解』、『子ども・利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』達成図表

資料・・・【社会（実習）へ向けての『態度』】・【社会へ（実習）向けての『社会人基礎力』】について、それぞれ5段階のルーブリック評価 達成図表

資料・・・【社会（実習）へ向けての『態度』】・【社会へ（実習）向けての『社会人基礎力』】について、それぞれ5段階のルーブリック評価 達成図表

### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

## <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

### ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

本学では、建学の精神に基づく3つのポリシーの関係を前述の「建学の精神と3つのポリシーとの関連性」として表にまとめてシラバスに記載している。またシラバスの各科目には「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）」との関係性を示している。

令和3（2021）年度より、学習成果を見直し、令和4（2022）年度よりシラバスに本学の学習成果を反映した『知識』、『技能』、『態度』、『実践力』の評価基準の割合をすべての科目で記載している。（なお、『態度』は、学習成果としては正式には『ジェネリック・スキル（態度・社会人基礎力）』であり省略して記載している）

教員は、たとえ知識を重視する科目であっても、様々な修得した知識・技能を組み合わせ、態度や実践力といった学習成果に留意し、授業の進め方をシラバスに記載することとなる。本学では学生が、子どもたちや保護者、行政や関連する組織との連携を図り、学習した知識・技能を用いて、これからの実習や社会生活で積極的に「新たな課題に取り組むことができる能力の育成」を目指している。

本学では、シラバスにおいて記載された成績評価基準をもとに、学則第23条、または学生ハンドブックの帝京学園短期大学学内試験規則に定めた試験結果、方法等を通して、学習成果の獲得状況を評価している。また学生ハンドブック33ページの履修案内(5)の成績の評価では、GP(A)の基準等も定めている。

### ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

本学の個人の学習成果の達成度や課題に関しては、科目横断的に『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』について測ることができる。

本学は、学習の基礎に教養教育を開設し、上述の専門科目群を学び、さらに選択科目や実習、ボランティア体験等の活動を通して、新たに獲得した知識や技能が、既存の概念と組み合わせられ、態度や実践力などと構造化され、体系化されていくキャリア教育のプロセスこそが、本学が目指す学習成果であると考えている。

従って、本学においては学習成果を、定点的な測定結果として捉えるだけではなく、「これまでに獲得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」を「主体的、対話的で深い学び」のアクティブラーニングであると考えている。新学習指導要領等において「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられていることを重視し、上述の基礎的な能力を、学外の関係者と連携して、課題を解決するために工夫していく能力の育成が重要である。従って本学は、学習成果の獲得状況を把握する手段として、成績結果としてのGP(A)の定点評価では十分ではないと判断した。アクティブラーニングは、学生が修得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を、実習（社会）で実際に生かす力、即ち、『実習（社会）に向けての3.実践力』を育成することであり、建学の精神に掲げる『実学』に繋がる。

本学の学習成果には、実習（社会）で、自主的に課題を見出し、周囲の他者とコミュ

ニケーションをとりながら、課題解決のための見通しをもって計画を立て、協働しながら、責任感をもってその過程や結果を表現していく力が求められる。そのためには、保育現場やボランティア活動や地域活動の中で、仲間やさまざまな人達の意見に耳を傾け、素直に話を聞き、分析をして、思考する「主体的・対話的で深い学び」としての【実習（社会）に向けての『知識・技能』】、【実習（社会）に向けての『態度・社会人基礎力』】、【実習（社会）に向けて統合された『実践力』】の能力が必要である。ここで言う【実習（社会）に向けて】の能力とは、文部科学省が新学習指導要領の中で言う「見方、考え方」とほぼ同義であり「深い学び」を獲得する道筋を示すものである。

（※なお、本学は保育者養成校の単科の短期大学であるため、ここで言う社会は、主に実習や保育現場を指すものとする。実習に不合格、または進路変更の場合は、ボランティア活動や実践的な選択科目を対象にして考えていく）

しかし、この道筋を単純な数値で表すのはなかなか困難である。従って本学はこの過程をルーブリック評価として設定し、新たに整理して【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、それぞれに道筋を立て、その到達度を5段階評価によって測定できるようにした。

【実習に向けての『知識』】は、各科目の知識の修得にとどまらず、実習（社会）で活用できる能力を各教科で共通に意識づけるルーブリックとなっている。講義系科目については『保育・教育についての理解』、『子ども、利用者についての理解』に分類し、演習系、実技系科目は『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』に分類される。どの科目群の理解度がどの段階にあるか、高いか、あるいは低いかを GP(A)の数値を用いて測定する。

また【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】は、自主性や責任感を持って取り組み、周囲の他者の意見を素直に聞き入れ、様々な社会の人々と協働できる能力や、ストレスに対応できる能力を実習や社会で活用できる能力として意識づけている。保育者として、社会人として身に付けるべき内容を道筋として表し、自分がどの段階にあり、課題や見通しが何であるか理解できるようにしている。

最後に、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は、従来『技能』を活かした『実践力』が領域として接近していることより、専門性の『技能』と『実践力』を統合し、保育現場で創造的な表現ができるよう、実習での実践へと導く評価段階を設定している。

これらの『ルーブリック評価』は、各学期終了後、成績結果を学生に伝え面談する際に、学生と教員が相互に記載し、その乖離を考えることで、学生の課題を見出そうとするものである。また、実習評価についても、本学の中心的な実践学習であることから、実習評価表に合わせて具体的で、詳細な『ルーブリック評価』を行っている。実習終了後、教員は実習結果を面談時に伝える際に、学生の課題を見出すために使用している。上記の【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】は相互に関連し合い、実習評価の詳細なルーブリックに集約されている。

なお、令和3（2021）年度の学習成果の獲得状況は、後述の区分 基準Ⅱ-B-1の⑤

で教育目的・目標の達成状況のところ、具体的に図表を資料として示している。

**③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。**

前述のように本学では、学生の「授業評価アンケート」を前期、後期の授業終了後に行っている。本アンケートを定期的を実施することで、学生自身の授業への取り組み姿勢を踏まえながら、各授業に対する学生自身の満足度を確認する機会となっている。また担当教員は学生アンケートの回答を参考に、P/1.計画（授業の計画・到達目標）、D/2.実践（授業の進め方・工夫点）、C/3.評価（授業アンケート結果）、A/4.方向性（今後の課題・改善方法等）をPDCAサイクルを使って授業結果を振りかえり、次年度の授業改善に活かすこととしている。評価結果は、集計した上で各担当教員へフィードバックしている。さらに、担当教員のコメントは、前期・後期（通年科目）の「授業についてのアンケート」として取りまとめ、年に2回開催される「シラバス検討委員会」に資料として提示され、次回以降のカリキュラムや各授業に反映させる仕組みになっている。

**④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。**

本学では、アンケート結果をもとに前期、後期授業終了後に「シラバス検討委員会」を開催し、非常勤講師にも声をかけ、全学的に授業内容の調整や改善について話し合いを行っている。

**⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。**

本学の教育目的・目標は以下の通りである。

- (1) 責任ある社会人として必要な教養と広い視野を身につけ、社会の変化に対応する人材を育成する
- (2) 幼児教育に関する専門的知識、技能を自ら積極的に修得し、豊かな表現ができる人材を育成する
- (3) 持続可能な社会に向け他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材を育成する

本学が開講する科目の中で、履修した科目は素点の成績として測定される。測定された素点は、GP(A)に変換される。本学の個人の学習成果の達成度や課題に関しては、全科目に学習成果である『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』の要素を設定することで、評価することができる。

しかし、本学においては学習成果を、これまでに獲得した『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力」と考えている。「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられていることを重視し、上述の基礎的な能力を学外の関係者と連携して、課題を解決するために工夫していく能力の育成が重要である。本学では、このため【実習に向けての『知識』】、【実習（社会）に向けての『態度』・『社会人基礎力』】、【実習に向けて統合された『技能・実践力』】の能力が、ルーブリック評価を用いてその到達度を具体的な道筋として、5段階評価によって測定できるようにしている。

保育者養成校である本学にとって、こういった教育目的・目標の評価指標は、最終的に学生の実習先の実習評価表にて客観性を持つこととなる。そしてこの実習での評価は、専門職の就職率として、本学の教育目的・目標の達成状況に反映される。本学の専門職への就職率は、(令和3(2021)年度卒業生の就職希望者に対する就職率)は95%であり、45%が保育所(うち16.6%が公務員 ※非常勤含む)、47.5%が認定こども園、2.5%が福祉施設に就職となっている。

本学では一般職に就職する学生は少数であるが、社会に出て様々な職種に就いても、本学の学習成果を修得した学生が『知識・技能』、『態度・社会人基礎力』、『実践力』を、実習や保育現場、社会で実際に生かす能力を育成することが、建学の精神に掲げる『実学』に繋がる。以下各教育目的・目標の達成状況を学習成果の達成状況として具体的に提示する。なお、本学の現行の教育目的・目標及び学習成果は、令和3(2021)年度入学生より実施しているため、資料は現在の2年生の1年次のものとなる。

区分 基準 I-B-2 学習成果(2)でも示したように、教育目的・目標(1) 必要な教養と広い視野を身につけ、及び教育目的・目標(2) 幼児教育に関する専門的知識、技能に対する達成状況は、教養教育及び専門的な知識・技能科目(講義・演習系科目)では、学習成果1『知識・技能』に対応する理解度として、上記 **GPA 分布図**と『保育・教育についての理解』、『子ども・利用者についての理解』、『保育・教育の指導に関する基礎的な知識』の科目群に分け測定することができる。学期末ごとに5段階のGP(A)の平均値として科目群ごとの理解度を測っている。自己の能力の中で達成度の高い能力や習熟度が低い能力が、評価、検証できる。

教育目的・目標(2) 自ら積極的には学習成果は、及び教育目的・目標(3) 持続可能な社会に向け 他者に配慮し、協働して、に対する達成状況は、学習成果2の『ジェネリック・スキル/態度、社会人基礎力』学習成果の【社会(実習)へ向けての『態度』】・【社会へ(実習)向けての『社会人基礎力』】にて、それぞれ5段階のルーブリック評価を導入して測定することができる。ルーブリックに示された具体的な項目に照らし、現状での状況の把握や次に取り組むべき課題が明確となる。学生は学期末ごとにカルテ・ポートフォリオに学生個々の現状を自ら記入するとともに、教員も客観的な視点から同じルーブリック評価表に記入する。その乖離が課題となる。

また教育目的・目標(2) 豊かな表現ができる人材を育成する及び教育目的・目標(3) 地域社会に貢献できる人材を育成するに対する達成度は、学習成果3.『実践力』に該当し、【実習に向けての統合された『技能・実践力』】のルーブリック評価として、卒業時にカルテ・ポートフォリオでまとめられる。

## ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では、学年当初に学生に対してオリエンテーションを実施している。ここでは、教務担当より、学生ハンドブックとシラバスが配布される。また履修用紙が配布され、学則別表1～3、またはハンドブックに記載された履修案内と卒業単位数、学習成果などについての説明がなされている。また、本学では1年時はじめに、アカデ

ミックスキルズ講座を設け、履修に関する単位について、学習成果について、文章の書き方、図書館や情報機器の使い方等を、解説している。さらに本学ではグループ担当制を設けて、1グループあたり1、2年生ともに7～8名、計15名程度の学生に面談を学年当初（1年のみ）と、各学期終了時に実施し、成績結果やジェネリック・スキル等のルーブリック評価について、また卒業に至る諸問題についても指導を行っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

**<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>**

**入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。**

入学手続き者に対しては、入学後の学びや学校生活がスムーズに開始できるよう、入学前教育として入学前課題および事前授業を行っている。令和4（2022）年度入学生に対しては、実施の目的と内容を学生募集要項に明記し、受験前から大学での学びと生活をイメージできる道筋を確認できるようにしている。コロナ禍で入学後の学校生活や活動が制限されることが想定されることや業者に委託している Web 課題と大学入学後の学びがどのように関連しているかの説明を兼ねて、令和3（2021）年12月に入学予定者の交流会を任意参加で実施した。また、実習・入学ガイダンスはオンラインで開催し、ピアノレッスンは対面形式で実施した。

**入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。**

本学では、年度当初にオリエンテーションを実施し、学生担当や事務職員が学生生活について、ハンドブックを基に指導をしている。学籍、諸届、証明書、授業料、奨学金、保険、その他の学校生活の中で各教室の使用について、課外活動について、健康診断、学生相談などについて説明している。

**学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行**

っている。

本学では年度当初にオリエンテーションを実施し、教務担当が開設科目についてハンドブックに記載されている学則並びにシラバスをもとに説明し、学習内容や科目選択についてガイダンスを行っている。また本学では1年時にアカデミックスキルズを開設し、レポートの書き方、図書館の利用の仕方、本学の学習成果等について解説し、初年次教育を学習の動機付けにつなげている。

**学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。**

1・2年生とも、年度当初の教務担当オリエンテーションにて、「シラバス」・「学生生活ハンドブック」・「就職ガイドブック」その他資料（各グループブック評価表、各授業と実習との関連図）を活用して、学習成果獲得を支援するため、本学のカリキュラムを具体的に説明している。今年度本学では、令和3（2021）年度入学の2年生は1年時に学生生活ハンドブックとシラバスを配布したものの、令和3（2021）年より3つのポリシーや学習成果を変更したが、校正が間に合わず変更となった内容を別に差し込んで配布した。

学生ハンドブックには建学の精神、3つのポリシー、学習成果をはじめ、学則、年間学校生活の案内など学校生活を送る上での必要事項が記載されている。またシラバスには各授業科目の概要をはじめ目標や使用テキスト等と、詳細な授業内容及び評価方法等が記載されている。「就職ハンドブック」は、就職担当者が2年生に向けてオリエンテーションにて就職指導を行う資料としている。

令和2（2020）年度からは、コロナウイルス対策としてマニュアルを配布し、周知することで、学内等での感染対策を行ってきた。

**基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。**

本学では、基礎学力が不足し、十分な成績が修められない学生に対し、2年時終了時に、補習授業を行い、課題提出の結果、単位認定を行っている。

**学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。**

本学では、学生たちが学校生活を有意義に送れるようにグループ担当制を整備し、学生の学業・生活のサポートを充実させている。ジェネリック・スキルの面談は年2～3回実施される。学習成果を多角的に捉え、効果的な獲得に向け、学生たちが卒業に向けての履修を行えるよう、各グループ担当教員は個別面談の時間に、グループ学生の一人ひとりの履修に対し、アドバイスをする。その際、入学前に行った学習結果やアンケート結果を参考にしている。また授業期間中でも、放課後にオフィスアワーの時間を設け、グループ学生の指導に当たっている。

その年度の全ての成績が出揃った後、進級・卒業判定会議を実施する。その際、『カルテ・ポートフォリオ』のデータから基礎学力が不足していると判断された学生に対しては、教科担当教員より基礎学力に関する課題が課され、春季休業中に設けられる特別補講期間にその課題に取り組ませる体制を整えている。また各期ごとの成績が反映された『カルテ・

ポートフォリオ』を活用しながら、学生の学習上の悩み等の相談にのり、適切な指導助言を行っている。

さらに実習の派遣の際にも、本学の「学生生活ハンドブック」に定める「実習【教育・保育実習】を許可する条件」に定めた基準に満たない場合、派遣を見送り、あいさつの仕方から漢字練習や文章の書き方、日誌の書き方、指導案の書き方と段階を追って不足する能力の補習を実習担当が行っている。

**通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。**

本学では、現在通信課程は行っていないが、学則第20条の2第2項に授業の方法として、多様なメディアを利用をした学習が可能であると記載している。また Google のアカウントを教職員と学生に付与し、課題提出や学習成果に関するアンケートの回答を Google フォーム等を活用して学習支援を行う体制を整備している。

**進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。**

本学では、学則第11章第45条に基づき優秀な学生には表彰を行うことを規定している。また優秀な学生に対しては、より実践的なボランティア活動等で学習成果を披露したりする機会を設けている。現在は新型コロナウイルス感染防止のため学外での活動は控えているが、令和3（2021）年度はオープンキャンパスで、優秀な学生が選抜され、本学に来校した高校生に保育技術等を発表した。

また、ジェネリック・スキルでは年2回～3回の学校行事の中で、ジェネリックカード抽選会を行い優秀者を表彰している。さらに2年間を通しての成績優秀者については、卒業時に優秀賞を授与して、卒業式にて披露している。

**留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。**

本学では学則第44条に外国人留学生の規定を設け、入学生を受け入れることが可能である。詳細は、「外国人留学生規定」に定めているが、近年留学生を受け入れた実績はない。また学則第29条第2項において本学学生の留学などを前提とした、他大学などでの学修の単位を教育上有益と認めた場合、30単位を超えない範囲で単位認定することが定められているが、過去に実績はない。

**学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。**

学習成果の獲得状況は、前記区分 基準Ⅱ-B-1 の⑤で教育目的・目標の達成状況として示したが、本学では、各学期終了後成績の配布と個々の学生への個人面談を、グループ担当教員が行っている。その際各期の学習結果で、学習成果の十分でない領域を令和3年度(2021)年度より、学生と前述の『ルーブリック評価表』にて共有している。

『ジェネリック・スキル』の『態度・社会人基礎力』の到達度を『ルーブリック評価表』で確認し、学生の自己評価と教員の客観的な評価を比較して、その相違や乖離について話し合っている。また実習の指導においては、「各授業と実習との関連図」を作成している。2年間の学習の中で学ぶべき学習成果を実習ごとに理解できるように実習

評価表を『ルーブリック評価表』に表し、自己の学習成果獲得の過程を理解し、その先の課題を明確に指導できる体制を作っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

**<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>**

**(1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。**

本学では学生の生活支援のための教職員の組織として学生担当がその任に当たっている。担当教員数は令和3(2021)年度、専任教職員 2名である。学生担当教員は年間行事を担当し、「帝京学園短期大学学生生活改善委員会規約」に則り、その他学生の健康及び厚生指導、生活指導、学生の大学生活の全般に関する支援を行っている。また本学は、グループ担当制を敷き、学生個々に目配りをした支援・指導に当たっている。教授会の中でも学生に関する情報交換を頻繁に行い、欠席が3日以上連続する学生に対して家庭に連絡する等、全教職員が個々の学生の多様な状況に対応ができるような体制を整えている。入学時に1、2学年を人数割りによる6つのグループに分け、各々のグループに専任教員1名をそのグループの担当者として配置している。

## (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支

援体制を整えている。

本学公認の課外活動の団体に対しては、「帝京学園短期大学学内団体等活動規定」に基づき専任教員が顧問を担当して教育的見地から助言・指導を行っている。サークル活動は、令和3年(2021年)年度は、美術部、文化部、ネイチャーアクティビティー、調理研究会等があったが、いずれも新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、日本文化庁が学園祭にフラワーアレンジメントによる展示を行うに止まった。新型コロナウイルス収束後、これらサークル活動を積極的に促していく。

## (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

本学には、学生食堂はない。昼食時は、1階学生ホールで食事をとることができる。ホールには水道、湯沸かし器、電子レンジ、テレビがある。また自動販売機で低価格で飲料水及び菓子類を購入できる。令和2(2020)年度に、パンの出張販売を行っていたが、現在売店の設置はない。令和3年(2021)年度新型コロナウイルス感染対策予防のため、昼食は各教室に分散し、少人数で座席を指定して摂るように指導している。

## (4) 宿舍が必要な学生に支援(学生寮、宿舍のあっせん等)を行っている。

本学には、学生寮はない。また学生宿舍の斡旋も行っていない。しかし、入学時に賃補助制度を設け、遠方から通学する学生の負担を軽減している。家賃補助は「家賃補助規定」に則り、学内での選考結果、賃貸契約を結んだ学生で本学の認める条件を満たした場合、月額最大2万円まで援助するものである。家賃補助制度に関しては、受験生に対して令和3(2022)年度学校案内の19ページにて案内をしている。令和2(2020)年度と令和3(2021)年度の実施状況は別紙の通りである。

## (5) 通学のための便宜(通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等)を図っている。

本学では通学は山梨市駅(JR中央線)より徒歩7分程度のため電車通学を基本としているが、自転車やバイク通学のための駐輪場を設置している。また、自家用車で通学する学生のために、20台分の無料駐車場を設置している。駐車場については「帝京学園短期大学駐車場使用規程」で必要な事項を定めている。

## (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

本学は国の高等教育の修学支援制度の対象機関に認定されているため、奨学金については、令和4(2022)年度学校案内20ページに、「授業料の減免」「給付型奨学金」等について記載している。その他本学独自の「学業支援給付奨学金」「学業奨励給付奨学金」が記載されている。また日本学生支援機構の奨学金や授業料減免については令和3(2021)年度学生生活ハンドブックの45ページにも記載し、奨学金希望者には、年度当初のオリエンテーションにて詳細を説明している。さらに、あしなが育英会、交通遺児育英会などの奨学金についても案内している。こういった奨学金については入学前のオープンキャンパスなどでも説明している。

**(7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。**

本学では健康管理について、本学「帝京学園短期大学健康管理規程」に則り、学校医を依頼して、4月当初にオリエンテーションを実施し、学校保健安全法に基づく内科検診、身体測定、X線検査を行っている。また令和3(2021)年度学生生活ハンドブック P52 には、健康診断及び学生相談について記載している。学生相談については外部カウンセラーと契約し、「帝京学園短期大学カウンセリング室規程」及び「帝京学園短期大学カウンセリング室運営委員会規程」に基づき運営をしている。また本学では保健室を設置し、「帝京学園短期大学保健室利用規程」に基づき、運営を行っている。

**(8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。**

入学時より学生の希望によって随時学生生活等に関する相談に応じているが、前期に2回(5月と7月)、後期に1回(2月)、年3回の個人面談を設けている。その他にも、学生の日常の様子から積極的な関与が必要と教員が感じた場合には、担当教員側から面談の機会を設定していくこともある。また、オフィスアワー等の時間を活用し、履修や勉学に関しての指導、及び学生生活面や就職の助言等もグループ教員が積極的に行っている。内容に応じて、より専門的な対応を必要とすると思われる場合には、学生担当者から外部カウンセラーへの連絡あるいは相談がなされる場合もある。例年、本学に慣れ帰属意識を高めるためのオリエンテーションの一環を「友達月間」とし、4月当初から5月にかけて毎週1回程度、1、2年生との交流、スポーツ大会やオリエンテーリング、研修旅行等を実施している。仲間づくりや学校の中での居場所を作ることを目標に、学校に来やすい環境設定に努め、学生が教員に相談しやすい環境を作っている。

令和3年度は入学生に対する「友達月間」取り組みを行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事の大部分は中止となった。

また本学では、年度終わりに「学生生活アンケート」を実施して、学生生活に関する調査を行い、学生の意見や要望の聴取に努めている。令和3(2021)年度は、1年生は、3つのポリシーと学習成果を見直したため、令和4年2月に学生委員に対し、説明を行って、理解を求めた。

**(9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習(日本語教育等)及び生活を支援する体制を整えている。**

本学では現在留学生は在籍していない。留学生に関し「帝京学園短期大学外国人留学生規程」にて規定している。また「帝京学園短期大学私費外国人留学生授業料減免援助金規程」に基づき、授業料を減免し生活を支援する体制も整えている。

**(10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。**

本学には社会人学生は在籍していないが、社会人が本学で単位修得を希望する場合、学則第43条の2に基づく「科目等履修生規定」にて対応している。また、第44条の2では社会人等に対して「長期履修学生規定」を定め、社会人学生に対応する体制を整備している。

(11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。

本学では、障がい者の受け入れは現在までないが、学内での施設としては正面入口にスロープを設置している。各階にはエレベーターを設置し、車いす等での移動が可能である。また1階と3階には身体に障がいのある方への車いすなどが入るトイレを設置し、バリアフリー化を図っている。

(12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

本学では第44条の2では社会人等に対して「長期履修学生規定」を定め、社会人学生に対応する体制を整えている。

(13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

本学では、教育目標(1)の責任ある社会人としての人材養成を、(3)には他者に配慮し、協働して地域社会に貢献できる人材養成を掲げている。また、学習成果に『実践力』を掲げ、知り得た知識や技能を主体的に他者と協働しながら、課題を見出し、分析し、思考して、教育目標(1)社会の変化に対応し、その結果を教育目標(2)豊かに表現する能力の育成を行うこととしている。このことを実践するため、本学では大学独自に設定する授業として専門科目には「保育技術研究Ⅰ・Ⅱ」や、選択科目として「子育て支援実践演習」、「美術表現」を開設し、教養科目でも「音楽表現」や「山梨学」等を開設している。こういったアクティブラーニングの実践的な学修や学外等での活動を通して、地域に積極的に貢献できる人材養成を目指している。本学は保育者養成校であり、将来社会保育の現場等で活動することを想定して、『知識』、『ジェネリック・スキル(態度・社会人基礎力)』、『技能・実践力』の学修過程を実習や社会(保育現場)に還元できる道筋として、前述のルーブリック評価表を活用して評価する仕組みを構築している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

本学では、就職支援のための組織として、「帝京学園短期大学キャリアサポート委員会」を設置し、活動している。主に教員1名が、就職支援のための施設であるキャリアサポート室を整備し、学生の就職支援を行っているが、他の教職員とも情報を共有しながら支援に当たっている。

**(2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。**

学生は、キャリアサポート室で、求人票など就職に関する様々な情報を得ることができる。また入学時から卒業時まで、進路選択から始まり就職まで段階に応じたガイダンスや個別指導など、きめ細かく相談、支援を行っている。また、ほとんどの学生が山梨県内に就職するため、山梨県私学教育振興会幼稚園グループや山梨県内の保育関係が参加しているプロジェクトと協力し、園や保育現場について、現場に出る前の不安や学んでおくべきことなどの説明会を開催している。

**(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。**

就職のための資格取得支援は、ほとんどの学生が保育関係に就職しており、本学での単位取得が就職のための資格取得になる。実習の事前事後指導を始め、資格取得のために全教員が指導に当たっている。就職試験対策は、卒業生の報告書をもとに試験内容を分析し、面接指導・作文添削などを行っている。公務員試験の保育士を希望する学生には、1年次から一般教養の勉強を始めさせ、専門科目は各教科で対応している。その他、エントリーシートの添削やプレゼンテーションについても指導している。一般企業を希望する学生は、年度に1人いるかどうかであるが、合同説明会の情報提供や職業安定所と協力し、就職支援を行っている。

**(4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。**

卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を就職支援に活用し、成果を得ている。

**(5) 進学、留学に対する支援を行っている。**

進学に関する支援は、今までの卒業生はほとんど帝京科学大学をはじめとする帝京グループの大学に編入学しており、本学での学びの全てが支援につながっている。その他志望理由書などの添削や面接指導も行っている。他大学等への進学は、学生の学びたい専攻を聞きながら、進学先を検討し、支援している。留学を希望する学生は、現在まではいない。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>**

留学を希望する学生への支援も状況に合わせて検討していきたい。

**<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>**

なし